

令和6年3月定例会 文教福祉常任委員会会議録	
招 集 月 日	令和6年3月5日（火）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和6年3月5日（火）午前8時58分
閉 会 日 時	令和6年3月5日（火）午後5時29分
委 員 長	坂本 国広
委員会出席議員	
委 員 長	坂本 国広
副 委 員 長	諏訪 三津枝
委 員	潮田 幸子 芝寄 和好 西尾 綾子 高橋 亜紀
欠 席 委 員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 2 4 号	鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 5 号	鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 6 号	鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 7 号	鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 8 号	鴻巣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 9 号	鴻巣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 7 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 1 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 1 号	令和 6 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 3 号	令和 6 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長	小林 宣也
こども未来部副部長	佐々木晴美
こども未来部参事兼	
子育て支援課長	高子 英江
こども応援課長	新島 政博
保育課長	矢澤 潔
子育て支援課副参事	新井 玲奈
子育て支援課副参事	中根 洋子

(健康福祉部)

健康福祉部長	木村 勝美
健康福祉部副部長	矢澤 欣子
健康福祉部参事兼	
福祉課長	服部 和代
障がい福祉課長	野口 豊和
健康づくり課長兼	
新型コロナウイルスワクチン	
接種推進チーム課長	佐々木志万子
介護保険課長	宮澤 多喜也

吹上支所副支所長兼地域	
グループリーダー(課長級)	竹井 豊
吹上支所市民グループ	
リーダー(副参事級)	川又 敦子

(教育部)

教育部長	齊藤 隆志
教育部参与	上岡 勝
教育部副部長	鳥沢 保行
教育部副部長兼	
学務課長	池田 耕司
教育部参事兼	
生涯学習課長	高橋 和久
教育総務課長	松本 直樹
学校支援課長	若林 朋子
スポーツ課長	川口 修
中央公民館長(課長級)	新井 隆司
教育総務課中学校給食	
センター所長(副参事級)	藤平 健司
学務課副参事	毛利 岳志
学校支援課副参事	杉山 賢次
学校支援課教育支援	
センター所長(副参事級)	中山 尚子

川里支所副支所長(課長級)	吉田 勝彦
川里支所地域グループ	
リーダー(副参事級)	生川 由美

書 記	國島 清文
書 記	小林美奈子

（開議 午前 8 時 5 8 分）

（委員長）ただいまより本日の会議を開きます。

（潮田）昨日の議案第41号において、教育総務課長からの説明の中で、理振法という表現が3か所ぐらいあったかと思うのですが、正式名称は理科教育振興法かと思います。答弁であっても正しい名称で言うべきではないかなと思いますので、いかがでしょうか。

（教育総務課長）申し訳ございませんでした。本来「理科教育振興法」と申し上げるべきところを「理振法」と略して申し上げてしまいました。おわびして訂正申し上げます。

（委員長）ただいまの訂正については了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

続きまして、議案第41号 令和6年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（高橋）それでは、議案第41号、通告させていただきましたので、順番に質問させていただきます。

157ページ、福祉課、避難行動要支援者事業についてお伺いします。こちらは、令和6年度1月の時点で要支援者が約1万3,500人いらっしゃるということで、避難行動要支援者名簿登録者数が延べ2,043名、個別支援計画策定済みのものが445名ということでした。今年度新たに要支援者になる方の予算ということですが、ちょっと昨年少なかったかなという印象があるのですけれども、今年度目標にしている避難計画の人数をお伺いいたします。あと、周知方法も併せてお伺いいたします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

今委員さんのほうからご質問いただきました登録者名簿に記載のある方、また個別避難計画が策定をされた方というのはまだまだ少ない状況です。計画の人数ということですが、私たち先ほどの周知も含めまして伸びるように努力はしていこうとは思っているのですが、その周知方法としましては、今年度該当になる避難行動要支援者の要介護度を持っている方ですとか、身体障がいの方ですとか、そういった新たに該

当になった方に対して個別に通知を差し上げる予定であります。案内通知を差し上げる予定です。個々の対象者数なのですけれども、対象者数については、新たに資格があった方の個別の数字は捉えておりませんので、申し訳ありませんが、計画上の数字というのは把握というか、計画はしておりません。ただ、案内通知の中では、新しく該当になった方には案内通知を差し上げようと思っております。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。

そうしましたら、次に159ページ、同じく福祉課になります。生活困窮者自立支援事業、こちらの子どもの学習・生活支援事業委託料というのがあるのですけれども、こちらの対象者は誰なのか、また予定している人数、あとは現在利用している人数というところもお伺いいたします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

まず、対象者数を申し上げます。令和5年の12月末現在で対象者数を申し上げますと、9名対象者がいらっしゃいます。利用者ですけれども、利用者については直近の6年1月末現在になります、3名利用していただいております。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。こちらは、利用者の推移というのはどうなっておりますか。

あとは、周知方法というのは工夫等はされているのでしょうか、お伺いします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

利用者の推移ということで申し上げます。4年の3月末現在が11名、5年の3月末現在が13名でございました。

周知方法なのですけれども、なかなか福祉課で所管をするところの対象者について個別の案内というのは難しいところなのですが、例えば生活保護の新しく相談に来られた方とか、あとは自立支援センターのほうで困窮をされている世帯でお子さんがいらっしゃる世帯とかに対しては個別に、こういうこともやっていますよという周知をしております。

以上です。

（高橋）そうしましたら、今のご答弁ですと、福祉課の窓口でご案内をするということですが、例えば学校等と連携をして、学校からもこういうのがあるよとかという、そういったご案内とかというのもされているのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）教育委員会のほうで準要保護の制度の直接のご担当者の方と私たちのほうでのやり取りをさせていただきまして、状況とかはやり取りをしております、そこから学校のほうとかに流れているものとはこちらは思っております。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。

では、続きまして173ページ、要援護高齢者等支援事業、こちらについてお伺いします。こちらの委託料の高齢者あんしんみまもりサービス業務委託料と在宅高齢者等配食サービス事業委託料、こちらについてお伺いしたいのですけれども、前年に比べて高齢者あんしんみまもりサービス業務委託料は半分くらいに予算が減っております（P.6「増えております」に発言訂正）。また、在宅高齢者等配食サービス事業委託料は増えているということは、数字だけで見受けると配食サービスの利用者は増えているのかなというふうに考えられるのですけれども、そことちょっと比例していないのかなというのは気になったのですけれども、こちらのあんしんみまもりサービスのほうというのは減っているということでしょうか。

（介護保険課長）あんしんみまもりサービスにつきましても、予算額につきましてはちょっと増えておりますので、その辺ももしかしたら勘違いかもしれません。

（高橋）すみません。先ほどちょっと訂正させていただきます。増えております。すみません。どちらも増えている傾向なののですけれども、昨年の利用者数をどちらもお伺いしたいです。

（委員長）発言の訂正についてはご了承願います。

（介護保険課長）まず、あんしんみまもりサービスにつきましては、昨

年度まだ条件が75歳以上という、ちょっと条件が狭まっている状態ですので、令和5年3月末時点ですと88名の方がご利用いただいております。

それとあと、配食サービスにつきましても、昨年度3月末時点では実人数では52名ですけれども、1年間のトータルの食数でいえば1年間で8,103食出ております。

以上でございます。

（高橋）そうしましたら、今年度の予算の計画上でいうと倍の見込みということでよろしいのでしょうか。

（介護保険課長）あんしんみまもりサービスにつきましては、今年度65歳以上の、対象者も増やしたことでございますので、このご時世であんしんみまもりサービスは対象者が増加することは当然見込まれますので、予算額につきましてはそれに応じて増加させていただいております。

（高橋）続きまして、181ページお願いいたします。こども応援課、こども交流の家管理運営事業について伺います。

こちら共和こども交流の家指定管理料のところなのですが、現在こちらのこども交流の家というのは子どもの利用、あとは地域の方の利用等も含めて利用者数を、直近でいいので、伺います。

（こども応援課長）利用状況ですが、令和3年度は230人、令和4年度は506人、令和5年度、12月が直近で688人となっております。

以上です。

（高橋）こちらは、子どものみの利用者になりますか。

（こども応援課長）こちらの交流の家の利用者は、小学生及び中学生、あと付添人のいる幼児、その他市長が交流の家を利用させることが適当であると認めた者ということで、高齢者の利用もあります。

以上です。

（高橋）続きまして、その下、次世代育成・子ども子育て支援事業について伺います。

こちらなのですが、今回の子ども計画の関係だと思うのですが、けれども、まず次世代育成支援対策地域協議会委員についてですが、こちら

は今回子ども計画等に関わる方たちになり、大変重要な方たちかなというふうに思っております。この方たちというのは任期も含めて今回新しく採用等を考えているのか、例えば識見のある方だったりとか、そういう方を採用されるのか等お伺いします。

（こども応援課長）まず、任期からなのですが、次世代育成支援対策地域協議会委員の任期なのですが、2年となっております。そして、現在の委員の任期は令和5年11月9日から令和7年11月8日となっております。現在任期中であります。

今回の次世代育成支援対策地域協議会委員は、子育て支援サービスの利用者、地域活動団体の代表者、関係機関の代表者、識見を有する者で組織され、次世代育成支援対策及び子ども・子育て支援事業の推進に必要なべき措置について調査、審議するとなっております。既に識見のある方も含まれており、子ども計画策定に当たり、新たに委嘱する考えはありません。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。恐らく子ども関係に識見のある方だったりとかを委員にされているのは理解はしているのですが、今回こども基本法だったりとか、こども大綱のこと、子どもの権利条約のこととか、かなり複雑な感じになっていると思うのです。そういったところの制度のところというのを深く理解していないと、やっぱりいいものがないのではないかというふうに懸念しております。そういったところから、もちろんもともとそういった方たちだとは思いますが、そういう制度上のことだったりとかの説明会だったりとか、そういうところというのはされる予定というのはあるのでしょうか。

（こども応援課長）こども基本法やこども大綱についての個別の説明会の予定はございませんが、次世代育成支援対策地域協議会において、審議に必要な資料を提供し、会議の中で説明していくことを考えております。

以上です。

（高橋）ぜひじっくりと深めていただきたいと思います。

その次に、子ども計画の策定の業務委託をされるということなのですが、けれども、こちらもそういった業者さんをお願いすると思うのですが、今回子どもの権利を反映させるという重要なこともあると思うのです。そういったところというのは市側と、その業務委託側との連携というのが大切かなというふうに思うのですが、具体的にその業務委託の業者さんというのはどういった内容をやっていただけるのでしょうか。

（こども応援課長） 子ども計画策定業務委託の詳細についてですが、第2期子ども・子育て支援事業計画の評価、分析、課題の抽出、教育、保育、子育て支援等の需要量の推計、計画書素案の作成、計画書と計画書概要案の作成等の業務を予定しております。

以上です。

（高橋） 業務内容は大体想定していた感じなのですが、その中でどういうふうに、私が聞きたいのは連携を密に取っていくのかというところがとても気になるのですが、具体的に策はあるのでしょうか。

（こども応援課長） 子どもの意見を反映させるための具体的な策がありまして、子ども、若者の生活実態や子どもの貧困状況及び支援に関する内容について、小学校5年生、中学2年生、その保護者及び高校生を対象にニーズ調査を実施する予定です。また、各児童センターにおいて子どもの意見箱を設置しており、積極的に子どもの意見を聴取していきたいと考えております。そういったことも併せまして、事業者と打合せを深くしていきたいというふうに考えております。

（高橋） ありがとうございます。ぜひ、子どもの意見を収集するのはかなり難しいというふうに言われておりますので、いろんな工夫をしていただけたらと思います。

それでは、次に行きます。183ページ、放課後児童クラブ管理運営事業、次のページ、184ページにかかるのですが、委託料のところでもっと確認です。常光小、常光の放課後児童クラブのほうがここには抜けていると思うのです。15から14になっていると思うのですが、この委託料のところが前年よりも上がっております。個々の放課後児童

クラブのところを見ても、ちょっとそれぞれなのではけれども、上がっているところと、そういったところの上がっているところ、下がっているところがあるのですけれども、その根拠をお伺いしたいのですけれども。

（こども応援課長）放課後児童クラブの指定管理料及び委託料については、児童数の増減及び支援単位数の増減によって金額が変わってきます。また、障がい児受入れ推進事業として障がい児に対するための支援員の追加配置や放課後児童クラブ育成支援体制強化事業として運営事務に係る職員の配置などに係る経費の増加等もあります。以上です。

（高橋）すみません。今の答弁によりますと、障がい児の受入れも新たに始めるということでしょうか。始めるところもあるという。では、その始めるところのクラブを教えてくださいませんか。

（こども応援課長）お答えします。障がい加算の強化として広田放課後児童クラブ、あと共和の放課後児童クラブが対象となっております。以上です。

（高橋）そうしましたら、今回長期休業期間限定のところも出てきたと思います。そのクラブは何か所あるのか、またその委託料が下の長期休業限定児童クラブ運営委託料というふうに一括になっているのですけれども、どういうふうに分けているのか、そちらの根拠もお伺いします。

（こども応援課長）お答えします。令和6年度の長期放課後児童クラブの予定は、夏休みは4か所、春休みは2か所、冬休みは1か所を予定しています。なお、応募人数の関係で開設されないクラブもあります。委託料の決め方は、直営の児童クラブの支援員の賃金等を参考に、開設準備費、人件費、消耗品などを積算の上、予算計上しております。以上です。

（高橋）それでは、次に行きます。

185ページ、こどもの居場所支援事業のところですよ。伺います。こちらはかなり今年度は予算が上がって、3倍ぐらい上がっていると思うのですけれども、今回の子ども食堂等への応援金の交付になる対象が学習支援とフリースクールが増えるということでしたが、新たに何か所増える想定になっているのか伺います。

（こども応援課長） 答えします。

令和6年度、新たに学習支援教室やフリースクールの対象となるのは9団体、9か所になります。

以上です。

（高橋） そうしますと、全体で何か所に今年度はなりますか。

（こども応援課長） 令和6年度は、17団体、19か所となります。

以上です。

（高橋） かなり多くなってきたなというふうな印象があるのですけれども、埼玉県では小学校区に1つ、子どもが歩いて、それは子どもが歩いて行ける距離にあるといいよねというこどもの居場所を目標にしていると思うのですけれども、17か所って結構多くなってきたのですけれども、本市としては小学校区に1つというのは今の現状でどれぐらいまで達成しておりますか。分かればちょっと教えて、またその目標を掲げているかというところもそもそものところになると思うのですけれども、伺います。

（こども応援課長） 鴻巣市で今考えているところなのですが、本市ではこどもの居場所支援事業のこどもの居場所ネットワーク事業や子ども食堂等応援金などにより、県の目指すこどもの居場所の数を参考に、こどもの居場所づくりを支援してまいります。

以上です。

（高橋） ありがとうございます。今それだと鴻巣市だと目標をどれぐらい達成されているのですか。あとどれぐらいで小学校区に1つになるのかなというのがちょっと伺いたかったのですけれども。

（委員長） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時26分）

◇

（開議 午前 9 時 27 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（こども応援課長）鴻巣市では、小学校区でできていないところはあと 4 か所あります。そして、いつまでにということなのですが、これは支援団体が民間の団体であるということもありますので、いつまでとは言えないのですが、民間の団体が活動しやすいよう、こちらでも支援していきたいと考えております。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。すごいですね。4 か所ってかなりすばらしいと思います。近隣でもこれだけこどもの居場所が整備されているというのはなかなかないのかなというふうに思います。ありがとうございます。あと 4 か所、頑張ってもらいたいと思います。

それでは、続きまして 191 ページになります。こども家庭センター事業についてお伺いいたします。こちらは、ここの巣になると思うのですが、子ども、母子保健、児童福祉の両機能が一体的に相談を行う機関ということで、また児童虐待防止支援を行うということですが、具体的にどんな専門の職員が従事するのか、また人数等も詳細にお伺いいたします。

（子育て支援課副参事）お答えします。

こども家庭センターでは、子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点に配置されていた職員が引き続き運営していきます。職員体制は、現時点でのお答えとなります。子育て支援課支援担当の正規職員の所持資格と人数は、保健師 5 名、うち育児休暇中の者 1 名、社会福祉士 1 名、精神保健福祉士 1 名です。会計年度任用職員は、こども家庭総合支援拠点ここの巣には、子ども家庭支援員と虐待対応専門員を 2 名ずつ配置しておりまして、所持資格は公認心理師、保育士、教員免許を有する者等です。子育て世代包括支援センターには保健師、助産師がおります。保健師につきましては、現状では保健師が 2 名、助産師は 1 名おります。こども家庭センター開設に当たっても、有資格者の確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

（委員長）高橋委員、あと10分程度ですので、時間配分を適切にやっていただけたらと思います。

（高橋）ありがとうございます。すみません。では、ちょっと駆け足で申し訳ありません。こちらなのですけれども、地域子育て相談機関を中学校区に1か所設置するというふうにお伺いしております。これは、どちらにどのようなという感じで決まっているのでしょうか。

（子育て支援課副参事）お答えします。

地域子育て相談機関は、中学校区に1か所程度の設置が目標とされておりますので、市内公立保育所と地域子育て支援拠点で地域を分担して指定する予定です。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。そうしましたら、199ページの地域子育て支援事業についてお伺いします。こちらは子育てサロンのない地域へ、出張広場というふうにお伺いしているのですけれども、ちょっとイメージが付きづらいのですけれども、どういったところに出張して、どういう方がされるのかお伺いします。

（こども応援課長）出張広場は、地域子育て支援拠点を川里ひまわり保育園及び生出塚保育所の2か所に常設しているものの、自宅等から距離が遠く、地域子育て支援拠点に来ることが難しい方も利用しやすいよう、他の公共施設等に定期的に出向き、交流や育児相談の場を設けるものです。

なお、どの地域に誰が何回行なうなどの詳細は、業務委託を行う際に調整してまいります。

以上です。

（高橋）229ページなのですけれども、こちらは健康づくり課になりますか、骨粗しょう症検診事業についてお伺いします。こちらは、国のほうでも今回骨粗しょう症の目標数値15%というふうに掲げております。鴻巣市のほう、どれぐらいの受診率になっているのかお伺いします。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）

令和6年度の予算の積算では、対象者数見込み6,400人程度、受診者見込みが800人ということで、受診率12.5%ということで予算組みをさせていただいております。

（高橋）駆け足で申し訳ありません。323ページのスクールバス運行事業についてお伺いします。こちらなのですけれども、今スクールバスも増えてきている中で、今回委託料というふうに計上されているのですけれども、実際に直営でやられた場合の積算と比較というのですか、検証等はされているのかお伺いします。

（教育総務課長）お答えいたします。

当初スクールバスの運行を開始する際に、委託や直営については検討をしております。例えばバスは借り上げ、運転手を雇用した場合等については、バスの借り上げや運転手の雇用、保険契約等、業者の選定ですとか契約が複数になることで業務が煩雑になり、職員の業務負担が増えるということや、また運行に関するリスク管理ですとか、日々の安全で安心なスクールバスの運行などを考慮すると、直営ではなく、運行管理に精通している専門のバス会社に一括して委託するのが子どもたちの何より安全の上で一番ベストだと考え、現在の形となっております。

以上です。

（高橋）331ページのコミュニティ・スクール推進事業についてお伺いします。

こちらなのですけれども、84名で1人当たり委員の報酬が年額1万円支給しますというふうに説明を受けました。どう考えてもちょっと計算が合わなくて、84名ではなくて、175名いらっしゃるということでよろしいのでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）84名ではなく175名が正しい表記です。

（高橋）84名というのは間違いということですか。

（教育部副部長兼学務課長）はい、申し訳ございません。予算額のほうは合っているのですけれども、表記のほう、昨年度のままになっておりました。申し訳ございませんでした。

（高橋）今回、こちらなのですけれども、学校運営協議会、コミュニテ

ィ・スクールということなのですからけれども、以前は学校評議員というのがいらっしやったと思います。今回変わるということなのですからけれども、この変わることによって学校だったり保護者、子ども等に何か影響というのはあるのでしょうか、いいことも悪いことも含めて。

（教育部副部長兼学務課長）学校評議員との違いですけれども、学校評議員につきましましては、校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べるという学校教育法施行規則に基づいて行われる一方で、学校運営協議会につきましましては、学校運営に関する基本的な方針等を承認しなければならないという地方教育行政の法律に基づいて行いますので、学校運営協議委員がより強い権限を持ってその機関に位置づけられておるといふところが違うところです。

以上です。

（高橋）これは、学校評議員に現在なっている方がそのままスライドになるという感じですか。新たに募集される感じですか。

（教育部副部長兼学務課長）そのやり方ももちろん可能ですが、基本的には教育委員会が委員を任命することにはなっておるのですけれども、校長の意見を基に委員を見直すということも可能でございます。

以上です。

（委員長）高橋委員、あと2分程度です。よろしくお願いします。

（高橋）では最後に、353ページの……351ページですね、申し訳ありません。中学校備品購入事業（P.15「353ページの部活動推進事業の備品購入費」に発言訂正）についてお伺いします。今年度もたしか追加予算で備品で800万円の追加があったと思うのですけれども、今回も備品なのか。この辺ちょっと分からないのですけれども、需用費のところが増えているように感じる、その内訳というのですか、をお伺いします。

（教育総務課長）お答えいたしますが、すみません、委員、800万円計上は、353ページの部活動推進事業のほうでよろしかったでしょうか。

（高橋）すみません。訂正いたします。353ページの部活動推進事業の備品購入費のところですか。申し訳ありません。

（委員長）訂正についてはご了承願います。

（学校支援課長）お答えいたします。

353ページ、部活動推進事業についてですが、内容は部活動に対する保護者の負担軽減や有意義な部活動の推進のための補助を行うもので、各中学校の吹奏楽部が使用する楽器について、数が不足していたり、古くなっていて買換えが必要なものが多くなっている状況を改善するための購入費です。各中学校へ100万円ずつ配分いたします。

なお、中学校1校へ100万円の根拠ですが、市教育委員会で各中学校の楽器の状態や家庭による楽器購入の実態を調査した結果、各校において多くの家庭に楽器購入費を負担していただいていることや、特に高額な楽器について数が不足していたり、修理が必要な楽器を応急手当ての下で使用していたりすることが分かりました。そこで、さらに全中学校を対象に買換えや修繕が必要な楽器の数等について調査したところ、1校当たり400万円近い額となりました。そこで、これらの状況を単年で解決することは難しいこと、またサクソやチューバ、ティンパニ等新規購入に数十万円以上する楽器等が対象となっていることから、複数年での買換えを行うことができるよう検討し、先ほど申し上げましたとおり1校100万円、複数年、年数につきましては状況を確認しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

（芝寄）では、よろしくお願いいたします。昨日の当初予算の説明でダブってまたもう一度聞くかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

では、ページから、まず117ページ、通告順に行きます。ふるさと館維持管理事業について、これも説明あったかと思いますが、まずは確認のために、昨年より500万円減っている、光熱水費がマイナスになっています。光熱水費マイナスの要因をお願いいたします。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。電気料金につきまして、令和4年と比較し、令和5年が契約電力、使用電力料、燃料費調整額等が下がっていることに基づきまして、令和6年度は予算額を減らしたものとなっております。

以上です。

（芝 寄）すみません、もう一度お願いいたします。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））電気料金につきまして、令和４年度と比較し、令和５年度が契約電力、使用電力料、燃料費調整額等が下がっているという実績を踏まえまして、令和６年度は予算額を修正し、減らしたものとなります。

以上です。

（委員長、すみません。ちょっと暫時休憩をお願いしますの声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前９時４５分）

（開議 午前９時４６分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（芝 寄）155ページ、ひとり親家庭等医療費支給事業についてお伺いします。

まずは、昨年度当初予算は4,600万以上あったのですが、来年度と比べて減額理由（P.17「増の理由」に発言訂正）をまずお聞きします。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）ご質問なのですが、増というところでのご質問でよろしかったですか。

（芝 寄）大変すみません、増と言い間違い。訂正します。増の理由をお聞かせください。

（委員長）発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）増の理由と申し上げますと、令和５年度の当初予算と比較しますと、扶助費においては6,288万円の増となっております。令和５年度の医療費の増加のため、令和５年12月に628万4,000円の補正を行い、予算現額は5,209万6,000円となっております。令和６年度の当初予算は5,210万円ですので、同程度の水準を見込んでおります。

（芝 寄）本年度の利用者人数をお聞かせ、できますか、扶助費に関して

の利用人数。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）令和5年度の今現在の利用人数ですが、1,550人となっております。

（芝寄）それは、昨年度、令和4年度と比較してどのような感じになっているのかお聞かせください。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）約8%（P.28「約4%」に発言訂正）の減少となっております。

（芝寄）157ページお願いいたします。民生児童委員活動支援事業についてお聞きします。

民生児童委員の確保について、委員をどのように募集しているか、どのように行ってきたか、令和5年度の実績をお伺いしたいと思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

民生委員の確保につきましては、自治会連合会ですとか町内会長会議において事前に周知、協力依頼を実施いたしました。民生委員の活動についての周知、広報活動も重要かと思っております、5月の12日が民生委員の日であることに関連をしまして、毎年フラワーラジオさんのほうでPRをしていただいたり、あとは「広報かがやき」にも掲載をさせていただいております。

以上です。

（芝寄）同じページで、その下の下の避難行動要支援者事業についてお伺いします。

前任者も質問しておりましたので、質問をこの内訳の中の委託料について、システム保守委託料7万2,000円なのですが、名簿の管理ということはどのようなシステム委託をお願いしているのかという、どのようなシステムを利用しているかというのを、ちょっとお話聞ければお聞きしたいと思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

避難行動の要支援者の名簿の管理をしているシステムなのですが、庁内で該当になる、例えば高齢者の年齢到達者ですとか、障がい者の資格を持った方、そういった方をシステムのほうに登載をいたしまして、まず

は対象者名簿というものを管理をしたりですとか、その方の個々の個別避難計画に記載をされている内容の管理等を行っているシステムでございます。

以上です。

（芝寄）では、159ページの重層的支援体制整備事業についてお聞きします。

こちらも昨年度当初予算と比べて増えているのですが、改めて理由をお聞かせください。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

主にこの重層的支援体制整備事業の予算増の理由ですけれども、生活支援相談員、会計年度任用職員の報酬が増えております。800万ほど増額をしております。

以上です。

（芝寄）では、163ページお願いいたします。難聴児（者）補聴器購入費助成事業、これの今年度の、令和5年度現在の実績をお伺いします。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

令和6年2月末時点の実績でございますけれども、難聴児の補聴器につきましては、1名の方、両耳支給ですので2件で、金額のほうは7万4,000円、それから難聴者の補聴器のほうは人数、件数とも9名で9件、金額が36万円となっております。

以上です。

（芝寄）同じところで、これは補聴器ということなのですが、前も以前聞いたのですが、今後集音器等に拡大するとか、例えば今よくCMでやっている、テレビの音が聞こえないのでスピーカーを聞こえるために設置するとか、そういった耳が少し遠い方への補助を今後この枠の中で拡大とか、そういうことは課の中で話し合われたかどうかも含めてお聞きしたいと思います。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

難聴者のほうの補聴器については、介護保険課とも同じ事業を行っておりまして、年齢によってこちらは分けております。現状であれば、今お

っしやっていただいたような集音器等は対象にはなってございません。
現在のところについては、そういった検討もしておりません。
以上です。

（芝 寄）今後検討することはあり得ないということで。再度お聞きします。

（障がい福祉課長）こちらにつきましては、そういった利用者の方の声等も聞きながら、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

（芝 寄）165ページ、在宅重症心身障害児等レスパイトケア事業について。これも昨年当初と比べて増額になっていますが、利用者が増えたという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

（障がい福祉課長）こちらにつきましては、新型コロナウイルスのほうも5類に移行をしまして、行動制限等も緩和をされたということで、利用のほうが増えるというふうに考えて、予算のほうは増やしております。

（芝 寄）167ページ、鴻巣市障害者施策推進協議会事業についてお伺いします。

委員の数が9人、昨年も9人だったのですけれども、報酬が半分になって、全体の金額半分になっていると、この理由をまずお聞かせください。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

今年度につきましては、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定年度のため、協議会のほうを年4回開催しました。6年度につきましては、その計画の進捗状況の点検及び評価のため、年2回の開催となることから、こちらの報酬のほうが増加しております。

以上です。

（芝 寄）同じページの、その下の下、障害者相談支援事業についてお聞きします。

本年の相談の実績等を現在のところのをお伺いしておきます。

（障がい福祉課長）令和5年度11月末現在でお答えをさせていただきますと、まずこちらについては2法人のほうに委託をしております。社会福祉法人埼玉県済生会と社会福祉法人一粒です。埼玉県済生会のほうが令和5年11月末現在で2,971件となります。それから、一粒のほうは令和

5 年の 11 月末現在で 1,205 件となります。

以上です。

（芝 寄）今のお答えいただいた数字、令和 4 年度ベースと比べてどんな感じなのでしょうか。

（障がい福祉課長）近年は、同じぐらいの水準で推移をしております。

（芝 寄）では、その下の障害者移動支援事業について、こちらも昨年の当初予算と比べて増になっていますが、その理由をお願いいたします。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

こちらも新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したことによりまして、行動制限が緩和され、外出の頻度が増えたことから扶助費のほうが増加しております。

（芝 寄）次のページ、169 ページ、手話活動支援事業についてお伺いします。

現行条例ができてから 5 年がたったわけなのですけれども、まず条例ができたことによって、この 5 年間何が変わったかということをお聞きしておきます。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

平成 30 年に手話言語条例のほうで策定をされまして、本市でも鴻巣市手話施策推進方針というのを策定をいたしました。その推進方針にのっとりまして、「広報かがやき」やパンフレットなどで手話の知識や簡単な手話について紹介をしたりですとか、令和 5 年度につきましては 9 月議会のほうで芝寄委員のほうからご指摘をいただきましたので、今回令和 6 年 1 月から広報のほうにも簡単な手話等も掲載をするとともに、今回動画を作成をしまして、ユーチューブの鴻巣市チャンネルのほうでも公開をしております。また順次動画のほうもアップしたいというふうに考えております。条例が制定されたときについては、いろいろとイベント等も行ったりというところもあったのですけれども、コロナ禍で一時期ちょっと停滞をしていたという時期もございましたので、また改めて我々としまして、手話に対する理解ですとか普及に努めてまいりたいというふうに考えております。

（芝 寄） タイミングがいいのかどうか分かりませんが、昨日委員会終わって帰る途中に鴻巣のラインから手話のことが入ってきて、タイミングよ過ぎるなというふうに少し思ったのですが、ラインとか、こういった広報、いろいろやっけていただいているわけなのでは、その成果もあって、どうですか、手話に対する認知度というのは、実感として市民から上がってきていることとかあるのでしょうか。

（障がい福祉課長） ドラマ等の影響もありまして、手話の入門課程、奉仕員講習なども受講される方も増えているというふうには聞いております。

以上です。

（芝 寄） 173ページ、要援護高齢者等支援事業について……すみません、これは前任者がして大体分かりましたので、これは省きます。

次のページ、175ページ、鴻巣市介護保険運営協議会運営事業について伺います。まず、報酬の部分、人数は、ここも人数が変わっていないのですが、昨年度当初予算と比べて報酬の予算がかなり減っておりますが、この理由をお聞かせください。

（介護保険課長） お答えいたします。

令和5年度は、第9期高齢者福祉計画介護保険事業計画の策定年ですので、年間8回の協議会の予定をしておりました。来年度につきましては、計画作成年ではないので、通常の実催回数、3回分に減らしますので、予算額が減ることになります。

以上でございます。

（芝 寄） 通常と言いましたから、では今後は年3回で行っていくということよろしいのですか。

（介護保険課長） 計画作成年ではない年につきましては、通常年3回で行っております。

（芝 寄） 185ページ、こどもの居場所支援事業で、これも前任者が質問した中で、そこを省いた中で、学習支援についてお聞きします。

学習支援についても支援するということで、資料の中で学習が進んでいない児童生徒という文言があるのですけれども、これは誰が判断して、

どのようにそれを決めるのか。誰が判断するのですか、学習が進んでいない児童ということ。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

（こども応援課長）お答えします。

学習が進んでいないというのはご本人のほうで考えていただいて、自分で進んでいないと思われた方が参加することになります。

（芝寄）では、自己申告ということでしょうか。

（こども応援課長）ご自分で学習が進んでいないと思われた方が参加することになりますが、ただ今回私たちがやっているこどもの居場所は、誰でも参加できるような塾とは違いまして、経済的に困難であったりだとか、そういうお子さんが利用されるこどもの居場所ということになります。

以上です。

（芝寄）ちょっとイメージが湧かないのですけれども、どのような流れで学習支援をやるのかなというのがちょっと伝わってこないのですけれども、いま一度お願いできますか。

（こども応援課長）特にフリースクールについてはなのですけれども、学校等行けていない方、お子さんに対しての、学校の代わりの居場所ということになっている場所ですので、通常の学習を支援するだけとかというものとは違います。

以上です。

（芝寄）では、次行きます。191ページお願いいたします。こども家庭センター事業について、新規事業なのですけれども、これも前任者が質問しておりますが、もう一度、すみません、地域子育て相談機関、中学校区に1か所設置というのは、場所等も含めてどんな感じで、ちょっとイメージが湧かないのですけれども、学校の中ではないのですよね。その辺も、イメージ的にちょっとお願いします。

（子育て支援課副参事）お答えいたします。

地域としましては中学校区に1か所程度を目指しておりまして、施設につきましては、市内の公立保育所もしくは地域子育て支援拠点、子育て

支援センターに振り分けてお願いをしようと考えておりますので、学校等にはございません。

以上です。

（芝寄）では、今おっしゃった場所に新しく場所を設けて新規に設置するという認識でよろしいのでしょうか。

（子育て支援課副参事）お答えします。

新しく建物やお部屋を整えるということではなく、地域子育て支援機関として指定をさせていただいて、既存のスタッフの方に現在もお話等を聞いていただいているのですけれども、そちらを指定した形で相談を受けていただくという仕組みになります。

以上です。

（芝寄）195ページお願いします。母子生活支援施設措置事業についてです。これも本年度の当初予算と比べて増額（P.24「減の理由」に発言訂正）なのですけれども、利用状況も含めてお聞きしたいと思います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）失礼します。こちらのほうは、令和6年度減となっておりますので、減の説明でよろしいでしょうか。母子生活支援施設措置事業について。

（芝寄）俺間違えて読みましたか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時09分）

_____ ◇ _____

（開議 午前10時10分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（芝寄）195ページ、母子生活支援施設措置事業について、先ほど「増」の理由と申し上げましたが、「減」の理由ということで訂正をお願いします。

（委員長）訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）それでは、お答えいたします。平成30年度から入所していた世帯が令和5年5月に退所となったため、

現時点での入所世帯はございません。つきましては、令和6年度の当初予算につきましては、DVなどの案件により突発的に発生します。このため、埼玉県内の公立施設に1世帯が入所した場合を想定し、予算額を見込んで計上いたしました。

以上です。

（芝罘）219ページお願いいたします。行旅死亡人葬祭事業についてお伺いします。

まず、どこに保管されて、どこの業者がどう扱っているのか、また何年ぐらい遺骨保管がベースになっているのかなど。また、ネットで調べた行旅死亡人データベースの中で鴻巣は5名というふうに記されておるのですけれども、一番古いのが平成18年の女性ということになっています。こういうの、これはどういうふうに今後処理されていくのかなというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

まず、どこに保管をしているのかということでお答えをさせていただきます。まず、引取り手のないご遺骨ですけれども、葬祭業者が提供する霊園の無縁仏というところに埋葬するものもあります。これは、親族のご了承を得られたものということです。あとは、身元が分からない方という方については、市で契約をする墓地のほうに埋葬をしております。また、まだお引取りの可能性のある方とか、警察から引き継いで間もない場合でちょっと時間がかかっているものに関しては、委託をするお寺さんの保管室というところがあるのですが、そちらのほうで保管をしております。

それと、利用者の古い方、先ほど平成18年の女性ということなのですが、こちらもすごく古い昭和のデータはちょっと私たち持っていないのですが、今保管室のほうに預けております人数としましては、令和6年の3月時点で19人（P.28「12人」に発言訂正）の方を保管をしているところです。今後引取り手があれば引渡しができるように、きちんと管理のほうはさせていただいております。

以上です。

（委員長）芝寄委員、あと10分程度となりますので、よろしくお願いいたします。

（芝寄）221ページ、障がい者等歯科診療運営業務委託事業、これも5年当初は2,000万見ておりましたが、減額理由をお願いいたします。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

今回令和6年の4月1日から令和11年の3月31日までの5年間について業務委託ということで、まず市内の障がい者歯科の相談員と専門員の市内の17の歯科医院の意向について確認をさせていただきました。その中で、当初2者からやりたいというふうな意向がございましたので、その見積りの結果、今回の金額になっております。

（芝寄）241ページお願いします。親子支援教室事業についてお聞きします。

まず、当初予算ベースで確認すると、こちらも減になっておりますが、その理由と、あと会計年度任用職員報酬が約2分の1になっておりますが、人数減で正規の職員を充てる予定なのかどうか、その辺の内容をお聞きしたいと思います。

（子育て支援課副参事）お答えいたします。

予算減の理由は、参加者の減少に伴いまして、令和6年度から2グループを統合して1グループで実施します。そのため会計年度任用職員を減らしたことに伴う予算減になります。正規職員は、今までどおりの人数で参加となります。

以上です。

（芝寄）では、245ページ、こうのとりの助成金事業について、交付金のところで、この項目の中で令和5年度の予算書でこうのとりの交付金というものがないので、すみません、私の中では分からないので、ここがどこ行ってしまったのかなという、それに代わるものが何かあるのかなというのをちょっとお聞きしておきます。

（子育て支援課副参事）お答えいたします。

予算減の主な理由といたしましては、令和4年4月1日から不妊治療が保険適用となったことから、埼玉県で行っていた埼玉県不妊治療費助成

事業が令和5年の3月31日をもって終了となりました。埼玉県で支給決定後、1年間支援の申請を可能としていたため、鴻巣市で行っている鴻巣市こうのとり交付金の支給については令和6年3月31日までとなります。令和6年4月1日以降の申請はありませんので、県の事業の終了に伴い、令和6年度の予算は計上しておりません。

以上です。

（芝 寄）では、345ページお願いします。みどりの校庭推進事業の中で、昨日の芝生の案件で、補正予算のほうでも減額でご説明があったのですが、昨日質問しようとしていたところをこちらでしようと思いました。予算組みに関して学校長と話しして決めるというふうにお話あったのですが、予算組みをするときに学校長に先に聞いて、どこまでやります、来年やる予定なのだけれどもと、そういう流れで予算組みってするものではないのかなって。昨日のだと、年度が替わって、いざ校長に聞いたらここまででいいですよ、だから減額補正しました。何かちょっと順番が違うような気がするのですが、その辺はどういうふうなやり取りを校長先生とやって予算組みをしているのか、改めてお聞きしたいと思います。

（教育総務課長）お答えいたします。

芝生化に関しましては、昨日も申し上げたとおり、校長先生の学校のご希望により施工を進めているところです。もちろん前年度に校長先生にご希望等は確認するのですが、校長先生が年度が替わると異動等もございいますので、当初予算計上のときでは最大値というところで想定されるものを計上しております。実際年度が替わって入札を始める前に、再度改めてご意向とご希望等を確認するという流れになっております。

以上です。

（芝 寄）理解できました。

最後に、その下の下、小学校施設改修事業について、工事請負費の県道歩道整備事業に伴う支障物件移設工事について、ちょっと詳細をお聞きしたいと思います。

（教育総務課長）お答えいたします。

こちらは、広田小学校の前の県道が拡幅ということで、現在広田小学校のほうに隣接しておりますフェンスですとか、あとスライドの門扉等が物件の道の支障になるということで、そちらを学校のほうに下げるとい
うのでしょうか、拡幅に伴って下げることで、フェンスですとか門扉で
すとかを学校のほうに移動するための工事になります。

以上です。

（芝寄）では最後に、同じところで、その上、松原小校舎外壁等改修工
事とありますが、本年度松原小は屋上防水工事を行っていますが、一度
に行わなかった理由等をお聞きできますか。

（教育総務課長）お答えいたします。

こちら外壁や屋上防水工事等につきましては、かなり大きな工事で音が出
るということから、夏休みを利用して工事をしておる関係で年度を分
けてございます。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前 10 時 22 分）

_____ ◇ _____

（開議 午前 10 時 40 分）

（委員長）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

発言を求められておりますので許可いたします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）申し訳ございません。発言の訂正をお願い
いたします。

先ほど芝寄委員からの行旅死亡人の関係の保管をしている人数をご質問
いただきまして、私のほうで「12名」とお答えするところ、「19名」と
お答えをしてしまったようです。おわびして訂正お願いいたします。

以上です。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）大変申し訳ございません。子育
て支援課、ページ数でいいますと155ページ、芝寄委員のひとり親家庭等
医療費支給事業の中で、令和4年度のニーズの比較というところで令和
2年から令和5年の間の8%の減少を申し上げましたが、令和4年度末

との比較になりますと約４％の減ということになりますので、訂正し、おわび申し上げます。

（委員長）訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（西尾）では、議案第41号について、通告に従い、質問をさせていただきます。昨日の初日の質問のところでもう既にした質問もございます。また、今日前任者の方々の質問で重複しているところもございますので、そういったところは省かせていただきます。

９ページのスクールバス運行業務委託（小谷地域）、債務負担行為なのですけれども、このルートと委託業者が決まっていればお伺いします。

（教育総務課長）お答えいたします。

ルートについては、まだ決まっておりません。今後教育総務課、教育委員会のほうで案を作成いたしまして、来年度開催する予定の統合準備委員会等にお示しをし、ご意見をいただいた上で決定をいたします。また、業者につきましても同様に、来年度入札を行いまして決定をさせていただきます。

以上です。

（西尾）では、157ページ、避難行動要支援者事業についてです。前任者の質問で、ある程度は状況が把握できましたので、課題として挙げられる点についてのみ質問させていただきます。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

課題として担当として捉えておりますのは、周知啓発をして登録者数を増やしていかなければならないということと、あとそこを助けていただける避難支援者の登録も併せて周知、登録を増やすということが必要であると捉えております。

以上です。

（西尾）では、次の159ページ、重層的支援体制整備事業について伺います。

相談機関、支援機関、支援団体、要は関連の諸団体との協働状況について、どのような感じかお伺いします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

まず、相談の経路ですけれども、高齢者の場合には地域包括支援センターですとか、あとはやはり病院の相談室、またはご親族、警察、消防等が主な相談経路、相談を受けるところです。中には、地元の民生委員さんですとか近隣の住民の方、あとはもちろん庁内の課からも複合的、複雑になったケースですということで相談がありました。

それと、対応して協働する支援機関ですけれども、やはり地域包括支援センターですとか、あとは警察、医療機関の地域連携室なんかも協力をいただいております。それと、困窮者に関しては社会福祉協議会、また地域の方の見守り等に関しましては民生委員さん、介護事業所さん、ケアマネさんとかヘルパーさん、それと緊急の場合にはやはり消防の方からもご支援をいただいております。また、共生担当が担う重層的支援体制ですが、庁内の担当課にもつないでおりまして、庁内の支援をいただいている庁内連携もスムーズに伸びてきているところです。

それと、関係団体との協働の連携ということで、協働状況ということですけれども、一例をちょっと申し上げますと、鴻巣・北本地域障がい者基幹相談支援センターによって職員の研修を開催していただきました。これに関しては、障がい者の基幹相談支援センターというものの役割ですとか支援体制についてをご説明をいただいたり、あとは具体的にやっぱり障がい者のケースって難しいので、事例の検討等を市の職員のほうで学ばせていただいたりとかしております。それと、地域包括支援センターとは、もうこれは令和2年度から行っているところなのですが、隔月で令和2年に開催したときは3年度まで毎月毎月行っておりましたが、それ以降は隔月で1回、調整会議というものを開催しております、市内の包括5か所集まりまして、事例の検討ですとか情報連携等行っておるところと、あとは国の施策ですとかそういったものの連絡を取っております。また、ここの上尾市、北本、桶川、伊奈というのは大変福祉課は連携を取っておるところなのですが、そこと大きな病院、北里メディカルさん、上尾中央総合病院、そういったところで、身寄りのない高齢者等への円滑な医療・保健・福祉サービス提供連絡会というのが、保

健所さんがつくっていただいた協議会がございます。そちらでも情報交換をさせていただいたりですとか、市外の施設さんとかを使いますので、連携を取らせていただいているような状況です。

以上です。

（西尾）では次、161ページの鴻巣市障害者支援施設管理運営事業についてですが、これ令和5年度より予算が大幅減なのですけれども、これはあしたば第一作業所とポプラのほうが統合したからということでしょうか、お伺いします。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

令和5年度当初予算には総合福祉センターの一部を障がい者支援施設に改修するための設計委託料50万円と、あしたば第一作業所の空調機器の故障に伴うスポットクーラー賃借料57万2,000円が計上されておりましたが、令和6年度当初予算のほうには計上されておられません。また、委託料の指定管理料につきましても、令和6年度にあしたば第一作業所と川里ポプラ館が統合することによりまして新たな加算が可能となるほか、利用者2名の方を就労支援B型から生活介護に移行することで自立支援給付費が年間で約480万円ぐらい増加となり、指定管理料のほうが大幅に圧縮されております。以上のようなことから、令和6年度予算につきましては、令和5年度当初予算に比べまして大幅に減少しております。以上です。

（西尾）では、167ページの障害者相談支援事業についてお伺いします。前任者の質問でかなり状況が分かりましたので、1つだけ、最後の質問で出しております主な相談内容、これ個人情報とか特定されない範囲で結構ですので、教えてください。

（障がい福祉課長）お答えをいたします。

まず、社会福祉法人埼玉県済生会のほうの主な相談内容といたしましては、障がい福祉サービスの利用等に関するものですとか不安解消、情緒の安定に関するものというふうになっております。

それから、社会福祉法人一粒のほうにつきましては、済生会と同様に障がい福祉サービスの利用等に関するもののほか、障がいや症状の理解に

関するもの、こういったものが多くなっております。

以上です。

（西尾）183ページの放課後児童クラブ管理運営事業についてです。電算機器と、それからシステム借上料、それから工事請負費ですね、こちらのほうが今回入っているのですけれども、その中身をお伺いします。

（こども応援課長）お答えします。

電算機器、システム借上料についてですが、令和6年度の夏休みに小谷小学校の空き教室を借りて、長期休業期間限定児童クラブを実施する予定です。その際に児童クラブでも児童がパソコンを使用した学習ができるよう、Wi-Fi通信機器のレンタルをする予定です。また、利用見込み人数が30人程度を想定しており、機器4台をレンタルすることで安定した通信環境を整える予定です。工事請負費についてですが、埼玉県が県道鴻巣羽生線の歩道拡幅工事を行う予定であり、広田放課後児童クラブの敷地の一部が工事予定箇所に係るため、物件移設工事を行うものです。

以上です。

（西尾）では次に、187ページの要保護児童対策事業についてです。直近5年間の保護児童推移と年齢についてお伺いします。

（子育て支援課副参事）お答えします。

本市の要保護児童対策地域協議会において進行管理を行っている児童の推移と年齢ですが、令和3年度が延べ104人、内訳は未就学児63人、小学生31人、中学生9人、高校生1人です。令和4年度が延べ126人、内訳は未就学児78人、小学生35人、中学生10人、高校生3人です。令和5年度は、令和6年1月末の数字になりますが、延べ126人、内訳は未就学児63人、小学生43人、中学生14人、高校生6人となっております。

以上です。

（西尾）では、189ページです。児童手当支給事業の事務費についてですが、児童手当システム改修の内容についてお伺いします。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）それでは、お答えいたします。システムの改修内容ですが、制度改正に伴い、支給対象の拡大や多子加

算の支給額の増額、多子加算が受けられる期間の延長、定期払いの回数の倍増等に対するための改修となります。

以上です。

（西尾）191ページのこども家庭センター事業についてお伺いします。特定妊婦の方への支援体制というのは整っているのかお伺いします。

（子育て支援課副参事）お答えします。

こども家庭センターでは子育て世代包括支援センターの業務をそのまま引き継ぎます。特定妊婦の支援としまして、まず初めに母子健康手帳を発行する妊娠届出時に専門職による面談を実施します。一人一人の妊婦さんに聞き取りをしながらアセスメントを行います。出産までの間、何らかの支援が必要と判断した妊婦さんについてはサポートプランを作成し、継続的に関わっていきます。

以上です。

（西尾）特定妊婦の件について再質問させていただきます。特定妊婦の方への出産までの支援ということで今お伺いしましたけれども、出産後の養育についてですとか孤立しがちな方が多いと思うのですが、そういった方への出産後の支援についてはどのような体制になっているのでしょうか。

（子育て支援課副参事）お答えします。

特定妊婦の段階から子育て支援課の子育て世代包括支援センター、今度こども家庭センターになりますが、そちらのスタッフや地区担当の保健師がフォローを継続的に行ってまいります。産後につきましてもそちらのフォローが心配事がなくなるまでは続きます。あとは、4か月健診ぐらいまでの間に新生児訪問、あるいはこんにちは赤ちゃん訪問などの訪問を実施して、様子を見ていくようにしております。

以上です。

（西尾）207ページの鴻巣児童センター管理運営事業についてです。念のため、多目的トイレがまだない児童センターはあるか伺います。

（こども応援課長）全ての児童センターに多目的トイレを設置してあります。

以上です。

（西尾）219ページの行旅死亡人葬祭事業についてです。前任者の質問でかなり状況が分かりましたので、1つだけ確認させてください。その中に、これまでの取扱いの12名のお骨の中に市内路上生活者、鴻巣市内で路上生活をされていた方はいらしたかどうか伺います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

先ほど12名お預かりしておりますというふうにお話をさせていただきましたが、この方たちに関しては警察から連絡が来ます。なので、ホームレスの状態だったのかというのはちょっとこちらでは把握はしておりません。

以上です。

（西尾）それでは、225ページ、外国人未払医療費対策事業についてですが、直近3年で対象となったような事例があるかどうか伺います。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）直近3年では、対象となるようなことはございませんでした。

以上です。

（西尾）それでは、245ページの吹上保健センター管理運営事業です。現在の運営状況について伺います。

（子育て支援課副参事）申し上げます。

現在の吹上保健センターの運営ですが、実施している事業は母子の健診、相談事業、あとは成人のがん検診、相談事業等行っております。

以上です。

（西尾）関連して再質問させていただきます。

昨年、令和5年の予算で吹上保健センターのほうで施設修繕料ということで183万7,000円を計上しているのですが、今回令和6年度の予算で光熱水費が大分少ないようなのですけれども、昨年度の修理と今回光熱水費が大分減っている内訳というのですか、修繕したのだけれども利用が減るのかなというところがちょっと分からなかったもので、ご説明できれば伺います。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）

こちらの吹上保健センター管理運営事業につきましては、建物の維持管理経費ということで、健康づくり課のほうで予算計上させていただいております。主な減額理由としましては経常経費の減額なのですが、明細としましては、説明の中でこども家庭センターの関係で職員が移転する、その関係で健診事業等で使う部屋が光熱水費がかからなくなりましたので、その光熱水費の減が136万1,000円ございます。それから、令和5年度に冷温水器の修繕ということで183万7,000円計上させていただいた部分が令和6年度はございませんので、大きな減額の理由がその2つになっております。あとは、細かい減額となっております。

以上です。

（西尾）329ページのさわやか相談員活用事業について伺います。

令和5年度の、まだ令和5年度終わっていませんけれども、現時点での各校の相談件数と相談内容の内訳、個人情報とかにあまり引っかけられない程度で結構ですので、お伺いします。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。

令和5年度、令和6年1月までの相談件数の総数が7,363件となっております。相談内容の内訳といたしましては、不登校、性格や行動について、家庭や親について、そういったご相談が多く寄せられております。

以上です。

（西尾）一応各校のというふうに、各校の相談件数でお伺いしたのですが、学校ごとに大きな開きがあるようですと、ちょっとあまり…ここで言うのも、発言に入れるのはよくないなと思いますので、開きがあるかどうかだけお伺いします。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。

令和5年度の、今これさわやか相談室が中学校8校に設置されておりますが、数字につきましては一番少ない学校が279件、一番多い学校が1,991人の相談の延べ件数という差が出ております。

以上です。

（西尾）これについて学校でかなり開きがあるようなのですが、これは学校の在校生の数、生徒の数によるものか、それとも生徒の数に

よらないで特定の学校とかだけちょっと多いなとか、そういうイメージ、印象でしょうか、どちらでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。委員さんの今ご質問いただいたとおりで、やはり相談件数が多い学校は児童生徒数が多い、相談件数が少ないというところはやはり児童生徒数の減というのは1つ特徴があるかなと思います。

それから、もう一点、さわやか相談室にやはり登校されている不登校児童生徒の方もいらっしゃるかと思うのですが、その学校様のそれぞれの運用の中で、ほかに例えば保健室ですとか、お子さんがほかにも、クラスには入れないけれども学校で過ごす場所を設けていらっしゃるすとか、さわやか相談室の運用というのを学校ごとに学校の特徴に合わせて運用を変えていらっしゃるというのも恐らくこういった件数の差にも出てくるのではないかと思います。

以上です。

（西尾）では、331ページの県外私立高等学校等入学金補助事業についてです。これは今回令和6年度の新規事業ですけれども、この事業を開始するに至った経緯や理由をお伺いします。

（教育部副部長兼学務課長）お答えいたします。

埼玉県の方では、高等学校に通う生徒の就学支援のための学費負担を軽減する制度で私立高等学校等父母負担軽減事業補助金というのを行っておるのですが、県外の私立高等学校等に入学する生徒、保護者についてはこの制度の対象外ということですので、そこで市として補助金を交付することで、県外の私立学校に入学、通学する保護者の入学初年度における経済的負担の軽減と生徒の就学促進を図るため、本事業を開始するに至ったということでございます。

以上です。

（西尾）では、339ページに参ります。学校図書館支援事業についてですが、各校の図書館運営状況、司書の数とか開館時間等についてお伺いします。

（学校支援課長）お答えいたします。

本市における学校図書館支援員は業務委託により派遣しており、7名の支援員が複数校を担当する形で市内全小中学校へ配置しております。7名全員が司書資格を有しております。なお、各校の図書室の開室時刻ですが、支援員の勤務している時間に関係なく、学校の始業から終業までの時間となっておりますが、実際に利用する時間としましては、児童生徒が個別に利用する場合は昼休みや放課後等、また学級単位で授業中、授業時間を利用する場合、調べ学習や読書指導等で利用する場合は授業時間というふうに活用しております。

以上です。

（西尾）今の件について再質問させてください。

支援員の方が司書の資格は持っているということなのですが、一人で複数校担当されているということは、常に学校は始業時間中は図書館が開いているけれども、支援員の方がいらっしゃらない時間帯もあるということでしょうか。

（学校支援課長）お答えいたします。

小学校へは週に1回、支援員が配置されています。中学校は月に1回ですので、委員おっしゃるとおり、やはりいない時間に活用するということはございます。

以上です。

（西尾）今の件で再々質問なのですが、ということは、図書館に子どもたちが、児童生徒が行っても、どなたも調べ物について聞けるような大人の方がいない場合もあるということでしょうか。

（学校支援課長）基本的には学校には教職員のほうで司書教諭を有している教職員が市内で58名おりまして、現在26校中24校配置しておりますので、教職員の中にもそういった知識を持っている教職員はおりますので、その辺りは連携を図りながら対応している状況でございます。

（西尾）では、345ページの小学校備品購入事業についてですが、学校図書標準と比較して各校の図書の充足率と評価はどのようなものかお伺いします。

（教育総務課長）お答えいたします。

学校図書標準数に対しまして、令和4年度末時点の充足率でございますが、小学校は平均が110.2%、中学校は平均が112.2%となっております。なお、充足していない学校は小学校1校で、充足率は99%となっております。

以上です。

（西尾）今の件で再質問させてください。

今後の図書の購入というか、充足率をもっともっと、今ほとんどが充足しているということなのですけれども、もっともっと高めていくとか、そういう方向性というか計画があればお伺いします。

（教育総務課長）お答えいたします。

図書備品の予算につきましては、令和6年度も計上させていただいております。100%以上が維持できるよう、引き続き学校には周知をしてまいりたいと思います。

以上です。

（西尾）では、続きまして、351ページの中学校の備品購入事業ということで、こちらのほうも学校図書標準と比較して、各校の図書充足率と評価はということで、今の答弁と重なりますね。すみません。

では、すみません、こちらのほうは終わりましたので、次の353ページに参ります。部活動推進事業についてです。先ほどの前任者の質問でかなり内容は把握できたのですけれども、では、今現在保護者の方が教材備品とかウェア等、それから楽器とか負担されているものも多いと思うのですけれども、その平均ですとか、特に負担が多い部活動といいますか、道具にはどんなものがあるか伺います。

（学校支援課長）お答えいたします。

こちらの部活動推進事業についてですが、全中学校へ配分している部活動推進交付金は、各校に15万円ずつ配分しておりますが、こちらは鴻巣市中学校部活動推進交付金要綱にのっとり運営しておりますが、交付金の対象となる経費は事業の実施に直接必要なものと示し、具体的には旅費や需用費及び使用料等で、個人的に使用するユニホーム等ではなく、要綱にのっとり各校においては横断幕や卓球台など、部として活用する

ものに充てている実態でございます。なお、関東・全国大会選手派遣負担金につきましては、チームとして統一したユニホームが必要な場合は補助の対象としておりまして、そのためウェア、つまりユニホーム等個人的に使うものについて負担が多い部というのは、それぞれの部ごとの差異ではなく、関東及び全国大会に出場する部というふうになりますので、どの部がというところはちょっと限定できないような状況でございます。

以上です。

（教育部長）各ご家庭に負担していただくというのは今学校支援課長が申し上げた中で、個人が使うものとして例えば剣道とかの防具とか野球のグローブもそれぞれかなり高いですから、そういうものは個人が使うものについては各家庭で負担していただくというのやはり通常といえますか、剣道の防具がないわけではないですけれども、やはり個人で使うという部分についてはそういう形になるかと思います。楽器については、中には自分で親が買って、高額であるけれども買って使いたいというご家庭もありますので、強制はしているわけではございませんけれども、各家庭の判断によるものと考えております。

（西尾）今の件で再質問させてください。

部活動で使う個人の道具とかは各家庭でということで伺ったのですけれども、やっぱり子どもが入りたい部によっては高額な道具を買わなければいけないので、家庭によっては買えないから、この部活動は我慢してねというところも出てくるかもしれないなと思うのですけれども、こういった部活動の個人の道具に対しての費用というのは、これは就学援助ですとかには入らないのか、一応念のため確認します。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

就学援助制度にはそちらの項目は入ってございません。

（西尾）では、389ページに参ります。教職員職場環境改善事業についてです。市内の公立小中学校の教職員のメンタルヘルスの相談体制というのはどのようになっておるか、お伺いします。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

大きく 4 点ございまして、1 点目が、週 40 時間を超える労働時間が月 80 時間を超え、かつ労働の蓄積が見られる教職員に対しては健康管理医、いわゆる学校医の面接指導を受けるということになっておりまして、そこらは該当しない教員でも面接指導を受けることができるというのが 1 点目。2 点目が、埼玉県は福祉課よりメンタルヘルスリーフレットというものが全職員に配付されており、こちらについては年度内で 3 回無料で依存症ですとか、メンタルですとか、その他の相談に関して医療機関に相談することができる。3 点目が、ストレスチェックというのを年に 1 回、教職員に行っておりまして、そちらで希望があれば健康医に面接指導を受けることができるということ。最後が、市内に限れば、先ほどのさわやか相談員ですとか、本市にあります教育支援センターにも教職員の相談機関がございますので、そちらで相談を受けることができます。以上でございます。

（西尾）今の質問について再質問させていただきます。

たしか 2022 年度の文科省（P. 74「文部科学省」に発言訂正）の調査だったと思うのですが、全国の公立の小中学校の教員の残業時間、月に 45 時間以上残業している教員が、中学校ですとたしか 77%、小学校でも 60% 台いたと思います。さらに、過労死ラインと言われている月の 80 時間以上の残業をしている中学校の先生がそのうち約 3 割ぐらいいたという結果を記憶しているのですが、そうしますと市内の小中学校の先生方も、半分以上の方々はやはり先ほどおっしゃっていたような学校医の面接が必要な状況ではないかなと思っております。給特法（P. 74「給与特別措置法」に発言訂正）にもありまして、特に先生方の残業時間、残業しても残業つかないというものも、4 種類の業務以外は残業がつかないという給特法（P. 74「給与特別措置法」に発言訂正）もありますし、働いても働いてもそれがちゃんと残業時間としてカウントされていないという状況もあると思います。そういった中で、先生方多忙を極めている中で、メンタルヘルスについてはやはり学校医の面談とか、今おっしゃっていたようなストレスチェックとか、そういった体制を強化すべきだと思うのですが、今の段階で、やはり残業時間が多い先生方に

対して積極的な学校医との面接ですとかストレスチェックなどを受けるようなことは、教育委員会としてやっているかどうかお伺いします。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

教員の残業、教員の時間外在校等時間の増加については昨今非常に問題になっておりまして、本市でも4月当初在校等時間、勤務時間が多くございましたが、今年度県からもかなり強化をさせていただいて、今、月に80時間を超えて勤務を行っているという実態は、1月の調査では1名、2月の調査では2名という、月40時間を超える教員についても、全体で、すみません、ちょっと今数値がないのですけれども、減っているような状況になっております。

先ほど委員ご指摘のように、積極的に面接指導や健康管理医との指導等をしておるかというところですが、月80時間を超える教職員に関しては、その長である校長が必ず面接指導しているようにということにはなっておりますが、なかなか健康医、学校医との面談となりますと進んでいないという状況もございます。ストレスチェックの先ほどの面接指導に関しても、実績としては上がってきてはいないので、こちらに関しては今後も積極的に市として働きかけてまいりたいと思っております。

以上です。

（委員長）残り1分程度ですが、大丈夫ですか。

（西尾）残り1分で終わらないので、これは後ほどに回します。

（潮田）それでは、通告たくさんしていただきましたけれども、たくさん前任者がやっていただいておりますので、やらない項目のほうが多いかもしれません。

一番最初、9ページのところ、吹上地域保育園等設計業務委託、これ債務負担行為でありますけれども、これは201ページと共通でありますので、併せて聞きたいと思います。このスケジュールを含めた詳細について伺います。

（保育課長）お答えします。

以前予算説明のときに使用しました説明書にも載っていたのですが、事

業スケジュールとしましては、令和6年度から7年度にかけて2年間で基本実施設計を行いまして、翌令和8年から9年度、2か年かけまして建設工事等々行っていきまして、令和10年4月1日の開所ということで現在スケジュールを予定しております。

以上です。

（潮田）これにつきましては、つつみ学園がこちらのほうに行くということで、確かにつつみ学園は建物の老朽化激しいですからとは思いますが、今せっかく大間見晴らしの丘公園ができて、インクルーシブ遊具、大変に子どもたちは歩いて行けるところにそういったものがあるということでも喜んでいてということを知っています。せっかくできたのに、それでこっちに移動というふうになってしまうと、子どもたちとしては、そこにいる何年間かというのはあれですけども、とても寂しい思いをしますが、この吹上保育施設のほうのところにはインクルーシブ遊具ができるのかどうかということ、あと今つつみ学園は児童発達支援の相談のほうもやっているかなというふうに思うのですけれども、そういった業務も全部新しいところに移ってしまうのか。それに併せて、もしも移ってしまうとしたら、鴻巣地域の児童発達支援のほうはどこで請け負うような形にできるのかということを知りたいです。

（保育課長）お答えします。

まず、インクルーシブ遊具の関係なのですけれども、今のところ基本実施設計業務の中でインクルーシブ遊具の整備については検討してまいりたいと考えております。

次に、相談業務含めまして、今回児童発達支援センター、つつみ学園につきましては全て移動する考えでございますので、ただ、バス通園のほうにつきましては引き続き行っていく予定ですので、場所が変わりましても市内基本的には相談業務受けられるかなというふうには思っております。相談というか、児童発達支援は行えるかなというふうに思っております。

（そうじゃないの声あり）

（保育課長）すみません。追加で、相談業務につきましては保育課の窓

口においても行っておりますので、そういったものを活用していただきまして行っていただければなというふうに思っております。

以上です。

（潮田）そういたしますと、今の保育課でと言っているのは、今現在つつみ学園のほうでやっている児童発達支援の相談業務は保育課のほうに集約するということになるのでしょうか。

（保育課長）お答えします。

今も保育課でも行っているのですけれども、つつみ学園のほうでも行っておりますので、両方で対応していきたいというふうに思っています。

（潮田）分かりました。

今の吹上地域の保育園のほうのもう一点、これの完成予定、今設計業務のほうでありましたけれども、いつから開始する予定で設計をしているのでしょうか。

（保育課長）お答えします。

開所予定が令和10年4月1日の予定で現在スケジュールを進めております。

以上です。

（潮田）分かりました。

続きまして、10ページ、公共施設予約システム更新業務、これにつきましてはスポーツ課となっておりますけれども、ここに関わるのは公民館も大きく関わってくるかと思いますので、まずこれについては詳細スケジュールをお願いいたします。

（スポーツ課長）詳細のスケジュールにつきましては、まずシステム構築のスケジュールといたしましては、令和6年度上半期に業者を選定し契約、下半期にシステムの構築作業を想定しております。システムの稼働については、令和7年4月を目指しております。

以上でございます。

（潮田）今回のこの公共施設の予約システム更新、全部になるかと思えます。ここから先は公民館のほうの、後で歳出のほうで聞くようにはなっておりましたけれども、ちょっと併せて今お聞きしたいと思います。

実際これは予約システムが変わると、今手書きでやっていた公民館での予約がこのシステムでできるようになるというふうになると、いろいろな意味で難しい方が多くいらっしゃるかなと思います。そのためには、今の答弁で令和7年4月からというふうになっておりますので、ということはそれまでの周知だけではなくて、システムで予約ができる体制を個人がそれぞれができるようにしておかなければ、後に大変な思いをするのは利用者でありますし、また公民館の担当の方も非常に大変な思いをされるかなと思うのですけれども、公民館としてはどのようなスケジュールでこれに対応していく考えでしょうか。

（中央公民館長（課長級））お答えいたします。

まず、周知方法についてですけれども、窓口の案内はもちろんのこと、広報、ホームページ、館内掲示板、ライン、操作説明書の配付など、様々な方法で周知を考えております。委員のおっしゃるとおり、公民館は多くの高齢者の方がご利用していただいております。そこで、公民館、生涯学習センターのご利用者でスマホやパソコン操作に不慣れな高齢者の方には、画像や文字を大きくするなどした見やすいマニュアルを、予約システムの本稼働をする前、早い時期になりますけれども、窓口での配付及び説明を行い、その他操作説明会の開催等について、システムを構築するベンダー及び関係部署と協議しながら丁寧な対応を行いたいと考えております。いずれにいたしましても、公民館、生涯学習センター利用者だけでなく、他の公共施設においても市民の方にとって操作が簡単で使い勝手がよい公共予約システムを構築したいと考えております。以上です。

（潮田）そこについては本当に丁寧にやらないと、これだけたくさん予算をかけてシステムをつくったとしても、かえってブーイングが出るだけになってしまうかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、159ページ、生活困窮者自立支援事業の中の学習支援のところであります。これは、学習支援は福祉課でもありますし、子育て支援課のほうの独り親家庭のほうでも通っているお子さんがいらっしゃいま

す。私としては、これまず利用者のほうは先ほど少し話ありましたけれども、子育て支援課のほうで把握しているほうの人数を確認いたします。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）子育て支援課で登録している1月末現在の人数ですが、内訳としましては高校3年生が17人、中学3年生が42人となっております。（P.45発言の訂正あり）

（潮田）これに関しては、これにプラスという形で福祉課のほうであるかと思うのですが、福祉課と……まずすみません、これにプラスする人数を教えてくださいたいと思います。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時29分）

（開議 午前11時30分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）失礼いたしました。先ほどの人数の訂正を申し上げます。令和6年1月末現在で、中学生全体としましては46名、うち独り親世帯のほうは42名、高校生は全体で20名、独り親世帯は17名。独り親世帯は59名となっております。

（委員長）ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他については委員長に一任願います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）続けて、生活困窮のほうの人数でお答えさせていただきます。

1月末時点になりますが、中学生が4名、高校生が3名。

以上です。

（潮田）これは委託でやっておりますので、実際教える側の人数だとかというのまでは把握されているのでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）大変申し訳ございませんが、人数までは把握しておりません。なるべく1対1だったりというようなサポートはしているようですので、正式な人数は、申し訳ございませんが、把握しておりません。

（潮田）これが令和6年度は増えるということになっていましたよね。

だけれども、増えるといっても夏に4回だったでしょうか。これは、吹上と本町コミセンでやっておりますので、それぞれが週2回というふうになっていても、それぞれからすると週1回になるかなというところだと思うのですが、ここで私とてもいつも気になるのが学校との連携。そこで勉強したこととかというのが学校に何か情報共有とかというものはされているのか。すみません、これ教育のほうにもちょっと伺いたいと思います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）まず、子育て支援課のほうからご回答します。

学校のほうに直接情報提供ということはしておりません。

（学校支援課長）こちらとしても把握しておりません。

以上です。

（潮田）やっぱりいろんな困難を抱えながら、でも一生懸命頑張っている子の姿を先生のほうでも知ってもらいたいかなって思うのです。個人情報はどうこうというのはあるけれども、学校での姿と学習支援のそこでやっているところの姿ってまた少し違うかなって。個別にやはり校長先生の経験者であったり教育経験の方が教えてくださっていて、私もそこは2回しか見に行っていないけれども、そういう様子を学校でも共有していく必要があると思うのですけれども、今後少しそれは検討していただくことはできるのでしょうか。

（休憩 午前11時35分）

_____ ◇ _____

（開議 午前11時37分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（学校支援課長）あちらのこども未来部さんとの情報共有ですが、この件についてはちょっと情報共有はこれから検討してまいりたいと思いますが、一部情報共有しており、お互い連携図りながら対応している事例もたくさんあるのですが、この点につきましてはまず庁内で情報共有をし、検討してまいります。

以上です。

（潮田）この情報共有につきましては、後にまだ質問する予定の就学援助の部分だったり受験料の部分だったりという学務課のほうも関わってくるようなのがあるかと思imasuので、準要保護世帯のこととかというのもやはり子どもの状況をよく分かってあげるためには情報共有、個人情報を守らなければいけないのはあるけれども、情報共有をしていくことがすごく大事なかなというふうに思imasuので、またこの続き、次の質問のところでもお話ししたいと思imasu。

続きますして、ちょっとこれは私が記憶違いだったら申し訳ありません。163ページの重度心身障害者医療費助成事業のこの医療給付費2,500万円が減かな、これすみません、この理由って何でしたでしょうか。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

令和4年の10月の1日から県内の医療機関に現物給付のほうが増大したため、医療給付費のほうが増加するというふうに見込みまして、令和5年度の予算につきましては自然増のほかに現物給付の波及効果分というのを当初見込んでおりました。しかしながら、今年度の実績が想定ほど伸びていないということで、実績に照らし合わせまして6年度の予算のほうは査定をしておりますので、結果として2,500万円ほど減少となっております。

以上です。

（潮田）確認いたしますが、ということは、もっと多くなると思っているけれども、そうではなかったからということであって、別に何かすごく減ったという意味ではないということでしょうか。

（障がい福祉課長）おっしゃるとおりです。

（潮田）続きますして、173ページです。難聴高齢者補聴器購入費扶助のところでございます。これは、令和5年度に初めてスタートしたものでありますけれども、これ5年度の実績、どういうのだったかをまず伺いたいと思imasu。

（介護保険課長）お答えいたします。

2月末時点で申請者購入手続中の方も含めて143名の方が今手続というか、購入手続中になっております。

（潮田）その143名は、皆さん4万円の上限というものをフルに使っているということでしょうか。

（介護保険課長）基本的に補聴器4万円以上するものが多いので、基本的には4万円の上限で皆さん対象限度額として認識しております。

（潮田）それに対して市民の皆さんからの声というかを聞いているのがあればということが1点と、あとこれスタートするときに「「きこえ」の話」というすごくいい講演会がありました。本当に珍しいぐらいに物すごく申込者が殺到したかなというふうに思うのですけれども、この令和6年度の予算のほうにはそういった講演会というのが予定をされているのか伺います。

（介護保険課長）まず、市民の方、申請者の方からの反響なのですから、非常に助かりますと。要するにこの補聴器を購入する上でも助かるというようなお話を多数いただいております。それと、あと「きこえ」の講演会なのですから、令和5年当初はこれが開設になったということで企画はいたしましたけれども、令和6年度につきましては今のところ検討はしておりません。でも、ただし予算額につきまして、令和5年度当初に比べて倍増の金額で予算設計はしております。

以上でございます。

（潮田）それについては結局は、せっかく補聴器をつけたとしてもすぐに結果が出なくて、3か月ぐらい少し試すのだよというそのお話がすごくよかったかなというふうに私もそこ参加して思いました。そうでないと、買ったけれども、つけたけれども、市からのお金もらったけれども使っていないよというようなことになってしまうともったいないかなというふうに思いますので、ぜひともこれはちょっと考えていただきたいかなというふうに思います。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時43分）



（開議 午後零時58分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（潮田）次に、179ページ、高齢者福祉センター管理運営事業のところ、369万3,000円の設計委託料、これは何の設計委託なのでしょうか。

（介護保険課長）そちらは、白雲荘における灯油による全館の冷暖房から個室の電気エアコンに切り替えるための設計委託料になります。以上でございます。

（潮田）本日現在で温浴施設は、高齢者施設3館のうち、やっているのはどこになりますか。

（介護保険課長）コスモスの家とひまわり荘ですか、そちらになります。

（潮田）コスモスの家は、いつから再開していますか。

（介護保険課長）先日ホームページでも公表させていただいたのですが、3月1日から開館しております。

（潮田）了解しました。

続きまして、181ページの地域子育て支援拠点（サロン型）事業、今回の新規事業のほうで、説明会があったときにもありました地域子育て支援事業のほうでお聞きしたいと思ってこのページだったのですが、すみません、ここではサロン型というふうになっておるのですが、実際には予算説明会のほうで提示がありました地域子育て支援事業のほうでお伺いをしたくて出しているものでございます。この新たな事業イメージの詳細について伺いたいと思います。

（こども応援課長）それでは、地域子育て支援事業の業務委託後どうなるかというお話をさせていただきたいと思います。

まず、1つ目なのですが、子育て支援センターで土曜日が開設されることにより利用者の増加が見込めます。2つ目、アウトリーチ型支援により、不安や負担を抱えている子育て家庭に対し、自宅にしながら支援が受けられます。3つ目、子育て支援センターや子育てサロンのない地域で出張広場が行われることにより、乳幼児と保護者の交流や相談できる機会が増えます。4つ目、一時預かり事業が拡充することにより、保育事業の確保ができると考えております。以上です。

（潮田）今既にやっている子育て支援事業が子育て支援センターとかで

も一時預かりとかをやっているわけですが、今回のこの拡充の部分でやっているというところ、これ委託するというのはこれから募集をするという、委託事業者はこれから募集ということになりますでしょうか。

（こども応援課長）委託の詳細ということなのですが、運営事業者の選定スケジュールといたしまして、4月に実施の公表、そして5月中旬にプレゼン、5月末頃に選定結果の公表を行う予定としています。以上です。

（潮田）すみません。イメージとして、これは市内の事業者、市内で既に活動をしている事業者ということになるのか、その事業者がどこであれ関係ないというか、市外であっても条件はなしということになるのでしょうか。

（こども応援課長）今考えているのは、市内とか市外とかということで限定していなくて考えております。以上です。

（潮田）続きまして、191ページ、出産子育て応援給付金支給事業についてであります。これは、昨年度のときにスタートするに当たって、非常に急に国からお金が来て大変な話だったので、鴻巣については現金という形になったかと思います。令和6年度は2年目ということでありますので、これについては今どきやっぱり電子決済だとか、そういうものが使えるところが多くなってきたりとかというものもあるかと思いますが、そういう若い世代だからこそ電子決済とか何かが有効かなというふうに思うのですが、そういったような議論はされたのかどうか、令和6年も現金での支給という形になるのか確認いたします。

（子育て支援課副参事）お答えします。

令和5年3月の事業開始時に、国は電子クーポンなど現金以外での支給を推奨していましたが、本市をはじめ近隣自治体の多くは現金支給を選択しました。電子決済等も視野に入れながら経過を見てまいりましたが、現金支給は妊産婦の多様なニーズに合わせてご利用できるものと考えております。そして、国による令和6年2月22日の自治体説明では、本事

業を制度化する方針が示されまして、そちらでは現金支給が推奨されました。このことを踏まえて、妊産婦のニーズに合った支給方法として現金での支給を継続してまいります。

以上です。

（潮田）分かりました。

続きまして、195ページの母子家庭等対策総合支援事業、これは大学受験料、模試受験料のスケジュールについて伺いたいと思います。

スケジュールと同時に、この金額からいくと、埼玉県でやっている高校受験で必要な北辰だと1回しか受けられないかなというふうに思うのですけれども、このスケジュール感を伺いたいと思います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）お答えします。

スケジュールとしましては、こちらの予算が成立後、補正のほうも計上しておりますので、それと併せて実施をしてまいりたいと考えております。また、北辰テストの金額、補助の上限額等が示されておりますので、補助の上限額に達するまでは補助はできますので、模擬試験の内容によって上限に達してしまうということも考えられます。

以上です。

（潮田）これも周知の関係はあると思うのですけれども、これって結局は4月にすぐに北辰があるのかなと思うのですけれども、そうするともう3月に申込みとかってなるのかな。すみません、ちょっとスケジュールはあれですけれども、一番直近のものをやった場合、償還払いみたいな形で戻るのか、そうではなくてどのような形ができるのか、金額が支給されるという形になるのか伺います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）原則としましては、模擬試験または大学受験を実施した後に、受験をしたという領収書なりを持ってきていただきまして申請となります。

以上です。

（潮田）これについては、個別にその方のところに、必要なお子さんのところにそのお知らせが確実に届くということによろしいでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）こちらの新しい事業につきまし

ては、基本的には学習支援事業に登録のあるお子様というところになっておりますので、そちらのほうでは周知のほうは確実にできるかなというところでは、学習支援と、あとこちらの新しく始まった事業につきましては、児童扶養手当を受給している方が対象となりますので、学習支援等のお知らせも含めた上で児童扶養手当の現況届、また児童扶養手当の認定、更新の時期または支給の通知等に合わせてお知らせを入れる。または、これは毎年やっているのですが、新中学1年生に対しては学習支援のご案内等をしております。継続的にやってまいりたいと考えております。

以上です。

（潮田）すみません、確認いたします。

当初予算の説明のときに、模擬試験受験料、模擬試験を受けるために必要な受験料をというふうになっておりますけれども、1回についての金額なのではなく、年間ということによろしいのでしょうか。どういう金額の設定でしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）国が示している金額を上限といたしますので、その条件を満たすまでは1回、2回、合わせて支給可能となっております。

（潮田）現実には、これ中学3年生6,000円が上限で、北辰を調べましたら4,370円でしたので、実質的には1回だけということになるということによろしいでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）今の北辰テストの金額で申し上げますと、上限が1回中学3年生の模試は6,000円までが上限となっておりますので、2回目までの6,000円に達するまでは申請が可能となっております。

以上です。

（潮田）続きまして、母子保健事業のところの産後ケア事業のところについて伺います。

委員会資料請求させていただいて、これすごくよく分かりやすくまとめていただきました。実際にこれにつきましては、スタートはすぐに始ま

るのかどうかです。すぐに始まるとしても、まだこれって当然ながら議決しなければ駄目ですので、広報等のお知らせ、またはインターネット等で、またはホームページ等でどのように周知をしていくものなのか。これは、出産したのが3月だとしてもよいのかどうか。そこら辺のところ、ちょっと細かいところをお伺いしたいと思います。

（子育て支援課副参事）お答えいたします。

スタートは令和6年4月1日以降、事業者と契約を結んだ後に開始したいと考えております。

2つ目の周知方法ですが、産後ケア事業につきましては母子健康手帳の発行時にチラシを入れております。また、広報、ホームページ等で周知、あと医療機関でのポスターの掲示等を行いまして、医療機関から産後ケア事業の周知もしていただきます。また、新生児訪問においても訪問時にご案内もしております。

あと、3月に出産した方につきましても、必要な方、ご利用になりたい方は申請していただきましてご利用いただけます。

以上です。

（潮田）すみません、先ほど3月と申し上げましたけれども、令和6年度の出産であっても、この使うのが産後1年以内であればオーケーということでしょうか。

（子育て支援課副参事）令和6年の出産の方。

（潮田）5年度の出産。

（子育て支援課副参事）5年度の出産の方。対象の方は、1年以内になります。ただ、医療機関によって宿泊型の受けていただける月齢がちょっと異なりまして、その医療機関によってという形になります。

以上です。

（潮田）その月齢についてはここで提示していないのですが、当初の説明で市内医療機関1か所、市外が2か所でありました。個別な名前がまだ言えないとしても、月齢で違うというのを、ちょっとそれ示していただくことはできますでしょうか。

（子育て支援課副参事）申し上げます。

医療機関によって違うのですが、産後6か月以内の病院と、あとは2か月以内と4か月以内という形で、医療機関によって受け入れるお子さんの、コットというのでしょうか、お子さんを預かるというところでその辺の、あとはスタッフの人数もありまして、医療機関にちょっと確認したところ、今申し上げたような月齢ということで一旦お返事をいただきました。

以上です。

（潮田） ちょっと細かいことですが、宿泊型の場合、この金額7,500円というのが、これが食事代ですけれども、3食とおやつがつくとか、そういうことでしょうか。7,500円って非常に高いかなというふうに思っているのですけれども、どういったものになるのでしょうか。

（子育て支援課副参事） 申し上げます。

こちらは、医療機関によって食事代は異なるのですが、まず1泊2日の場合でこちらに示してあるのですが、1日目のお昼代とおやつ代と夕食、2日目の朝食とお昼とおやつ代という形になります。

以上です。

（潮田） そうすると、食事何回分。すみません。

（子育て支援課副参事） 申し上げます。

1日目が昼と夜で2食、2日目が朝と昼の2食になります。

以上です。

（潮田） 分かりました。これについては、周知をなるべく早く必要……非課税世帯の場合は非常にお安いですよ。2,500円でというのはすごくありがたいことかなと思いますので、ぜひともこれ周知を早めにお願ひしたいと思います。

続きまして、341ページの中学生海外派遣事業、これについては200万の減となっておるのですけれども、この中学生海外派遣事業、たしか県内はそんなにたくさんやっていないということを前にもそれ答弁いただいたことがあったかと思うのですけれども、県内のほかのところの状況をお伺い……まず、200万減の理由と他市の状況をお伺ひいたします。

（学校支援課長） 1点、これ200万円の増でよろしかったでしょうか。

（潮田）増だ。

（学校支援課長）増額の理由をまずお答えいたします。

200万円増額した理由として、まずホテル、バス、ガイド、食事代が円安及び物価高騰により増額していること、あと教育省スクールプログラム費用はオーストラリアの受入れ家庭であるホストファミリーに支払う金額ですが、こちらも増額しておりました。こちらにつきましては、コロナ禍を経てホストファミリーの確保が難しい現状もあることからの増額というふうに捉えております。また、添乗員費用及び空港税も増額したことによります。

2つ目の他市の状況ですが、近隣では上尾市及び熊谷市で実施しております。近隣の北本、桶川、伊奈町は実施しておりません。

以上です。

（潮田）この事業については、これは事業としては別にそれを否定するわけではないのですけれども、ずっと長年言っているのですが、今これだけインターネットが充実してきて、そこに行くのではなくても海外の方との文化の交流とかというのはできる部分も多いかと思います。これ結構な金額ですよ。1人当たりかなりの金額をかけている。ここに行く子はいいいけれども、行けない子たちの人数のほうが多くて、生活が大変なところのお父さん、お母さんが一生懸命納めたお金で、ある一部の子たちだけが行くというのがちょっと気になる場所なのですから、今後市はいろんなインターネットとかを使って、もっとグローバルな形での中学生のこの教育についてどのように考えるか、中学生の英語教育、海外との交流という意味での考え方というのを伺いたいと思います。

（学校支援課長）お答えいたします。

本事業は委員おっしゃるとおり20名という生徒に対しての内容となっておりますが、ただ、しかしながらこの20名の子たちは帰国後クレアこうのすでの報告会及び各学校での報告会というのを実践しておりますので、間接的ではありますが、多くの生徒が海外での生活等について触れることができるというところで、本事業の価値というのもしっかり感じて

いるところでありますので、この事業については継続的に実施する方向で考えております。一方で、オンラインによる交流学习というのも併せて、より充実させていきたいというふうに捉えております。ちなみに、今年度につきましては小学校5校、中学校3校で海外とのオンラインによる交流学习の実績がございます。来年度も継続的に、さらに幅を広げていきたいというふうに考えております。

以上です。

（委員長）潮田委員、あと2分程度です。よろしくお願いいたします。

（潮田）343ページ、小学校教育ICT環境整備事業、これは中学校のほうも同じ事業があるかと思えますけれども、デジタル教科書の活用等につきまして、これ国がかなりデジタル教科書に力を入れてきていると思います。本市はまだ英語の部分だけかなというふうに思うのですけれども、この令和6年度、鴻巣市としてデジタル教科書をどのように活用していくのか伺います。

（教育部副部長兼学務課長）お答えします。

デジタル教科書につきましては、教師用のデジタル教科書を令和6年度当初予算で購入をしております、小学校の教科書につきましては今年度採択を行って、令和6年度使用の教科書につきましては全て紙の教科書が供給されることになっております。ただし、英語と数学については昨年度から生徒用もデジタル教科書が一部導入されております、活用を図っておるところでございます。

以上です。

（委員長）時間となります。次の流れの中でよろしくお願いいたします。

（諏訪）では、まず159ページの生活困窮者自立支援事業でございます。こちらのほう、新たに人員を配置するというご説明、予算参考資料のほうに書かれておりましたが、この事業、一部委託をしている業務かと思えますけれども、委託側での人員の増なのか、それとも本市のほうで人員の配置を余分にするのか、まず伺います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

新たな人員配置でございますが、委員おっしゃるとおり、こちらの事業

の一部、生活困窮者の自立支援センターを社協に委託をしているところでございます。それとは別に、福祉課内に今度生活支援相談員を配置いたしまして、福祉課に来庁されます生活困窮者、相談者全般を受け持ち、様々な支援策とつなぐ役目としております。

以上です。

（諏訪） そうしますと、委託ではない部分で本市で人員を1人増やすということでございますけれども、その業務の委託に出す部分とこちらの当市の職員が行う部分でどのように窓口で配分するのか伺います。

（健康福祉部参事兼福祉課長） お答えいたします。

例えば近々に困窮している場合等、福祉課のほうに来られまして、本当にすぐに困られているという方に関しては自立支援センターのほうにはつなぐことをせず、福祉課で所管をします生活保護制度につなげたりですとか、あとは他制度が利用できる場合は庁内の関係機関のほうにつなげたり、あとは生活保護制度まで利用する状態にはないけれども、困窮している世帯の相談などということになった場合には生活困窮者の自立支援センターへつないで、家計改善などで自立を促したりとか、そういうところのすみ分けは考えております。

以上です。

（諏訪） 同じページの重層的支援体制整備事業でございます。こちらのほうの移送困難者緊急支援業務というのがどういった業務なのか伺います。

（健康福祉部参事兼福祉課長） お答えいたします。

重層的支援体制整備事業の中では、複雑化、複合化した課題を抱えた支援ニーズを抱えながら必要な支援に届かない方のご支援をさせていただいている状況です。例えば孤独、孤立している状態である方が病院にかかられたいとかといった場合に移送の支援をさせていただいたりというところで、こちらの支援事業のほうを使わせていただこうと思っております。

以上です。

（諏訪） そうしますと、市役所のほうにおいでになられた方をそのまま

病院に移送する可能性があるということによろしいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）お答えいたします。

あくまでもこれは緊急対応が必要な方を対象とおりまして、市でお願いをする移送のサービス事業者さんと登録をさせていただくような形で事業者の方にご支援をいただくような事業と考えております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、移送サービスの事業者との契約というのが今後発生すると思ってよろしいのですか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）契約というか、事業設計とすると、やはり委員おっしゃるとおり、移送サービス事業者の方に担っていただく部分は委託等で考えております。

以上です。

（諏訪）165ページの福祉タクシー・自動車燃料費助成事業でございます。こちらのほうは、いわゆる福祉タクシー券と、それがこちらで行っているデマンドタクシーが共通の利用券になっているという認識だと思いますが、以前は700円が11枚だったと思いますが、現在は1万円が付与されるということなのですが、新年度からデマンドタクシーが200円値上がりするのですけれども、今回のこの福祉タクシー券は1万円ということによろしいのでしょうか。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

諏訪委員おっしゃるとおり、1万円でございます。

（諏訪）利用券の交付人数の、この3年で結構ですけれども、推移をお願いいたします。

（障がい福祉課長）令和3年度が465人です。令和4年度が522人、令和5年度が、12月末現在になりますが、502人となっております。

以上です。

（諏訪）福祉タクシー券ですが、以前は年度の途中だとすると枚数が限定されて発券されていたように思っているのですけれども、今の利用券に関しては1万円が年度途中であってもそのまま交付されるのかということと、その交付されたタクシー券の利用実績というのはどのぐらいに

なっているのか伺います。

（障がい福祉課長）まず、タクシー券のほうなのですけれども、先ほど諏訪委員のほうでお話ありましたとおり、以前は申請月によって一月ごとに1枚減とかというふうな交付のやり方だったのですけれども、これが令和3年度から年度内いつ申請しても1万円というふうな形に変更となっております。実際交付率のほうでございますけれども、タクシー券、11月末現在で申し上げますと、発行金額のほうが481万2,500円、利用金額のほうが238万6,900円ということで、利用率のほうは50%となっております。

以上です。

（諏訪）前任者が質問したのですけれども、私ちょっと回答をメモし切れていなかったものですから、もう一度質問いたします。

179ページの高齢者福祉センター管理運営事業でございます。設計委託料が369万3,000円なのですけれども、ごめんなさい、これ何の設計委託料だったのか、もう一度お願いいたします。

（介護保険課長）こちらは、高齢者福祉センター白雲荘の灯油による全館冷暖房から個室の電気エアコンに切り替えるための設計委託料になります。

以上でございます。

（諏訪）その設計委託をして、実際に修繕に係る費用がどのくらいだったら修繕をするのかというようなことは考えているのか、伺いたいと思います。

（介護保険課長）今回の委託は、灯油使用の空調設備からの切替え工事が可能か、また可能な場合の費用や期間を確認するためのものでありますので、この設計の状態を見まして、その後の対応につきまして改めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

（諏訪）昨年度、川里の高齢者の福祉センター、お風呂がボイラーが故障ということで直したと思うのですけれども、その後の川里のふるさと館の運用状態といいますか、利用状況というのはどのようになっている

のか伺いたいと思います。

（介護保険課長）ちょっと細かい数字は持っておらないのですが、川里のひまわり荘につきましては、今現在も高齢者の方、入浴施設についてはご利用いただいております。

（諏訪）185ページ、こどもの居場所支援事業でございます。助成金が子ども食堂等と書かれておりまして、先ほどのご答弁を伺っていますと主に子ども食堂に比重がかかっているのかなと思うのですが、いわゆる子どもの居場所という大きな定義の中では、やはり不登校の児童生徒の居場所の問題が大変大きいと私は感じております。つい先々日ぐらゐも新聞報道でございましたけれども、不登校の児童がおうちで独りにいるというケースが大変大きな課題だというふうに書かれておりました。今回のこどもの居場所支援事業、こういった不登校の児童生徒のための何か得策をお考えなのか伺いたいと思います。

（こども応援課長）お答えします。

令和5年度は、市内の子ども食堂及びフードパントリー運営団体に助成金の対象としておりましたが、令和6年度より学習支援教室やフリースクール運営団体にも対象を広げる予定でおります。

以上です。

（諏訪）学習支援ということとフリースクール、フリースクールというのは非常に料金的にもかかるかなと思いますけれども、例えばフリースクールであればどういった支援となりますか。

（こども応援課長）フリースクールに対して、1か所、一月1万円で応援金を予定しております。

以上です。

（諏訪）フリースクール、1か月で1万円、限度額と承ってよろしいのでしょうか。といいますのは、フリースクールも毎日行けない子どももいますし、例えば1日1回限りという子どもさんもいらっしゃると思いますが、この1万円はどういう扱いになるのか伺います。

（こども応援課長）先ほど申しました一月1万円なのですが、これは学習支援教室やフリースクールを行う団体に対して交付を予定しております。

す。

以上です。

（諏訪）先ほどの、すみません、フリースクール、事業者のほうに 1 か月 1 万円ということですね。これは、例えばフリースクールに通っているお子さんの人数や何かには特に関係なく、1 事業者 1 か月 1 万円ということでのよろしいわけですね。

（こども応援課長）今その要綱の整備をしているところですが、まだ確定にはなっていないのですが、5 人を予定しております。1 か月 5 人は利用する方を、およそ 5 人という、5 人程度という形になるかと思います。

以上です。

（諏訪）197ページの保育人材確保事業でございます。こちらのほうは、予算参考資料にも入っておりますし、前任者の質問もございました。まず、保育施設の内訳なのですけれども、認定こども園には公立、民間、いろいろあると思いますけれども、保育施設全てなのかどうかをまず伺います。

（保育課長）お答えします。

補助メニューに応じまして、対象施設のほうは違ってきております。

以上です。

（諏訪）その補助メニューが変わってくるということ、詳細には非常に煩雑になりますでしょうか。もし伺えれば伺いたいと思います。

（保育課長）お答えします。

まず、保育士宿舎借上支援事業費補助金においては、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業となります。次に、幼稚園教諭免許状取得等支援事業補助金につきましては、認定こども園、認定こども園への移行を予定している施設となります。次に、保育体制強化事業補助金につきましては、認可保育所と認定こども園となります。次に、保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業となります。次に、新卒保育士就職準備金貸付事業費補助金につきましては、先ほどと同じ

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業となります。最後に、保育士奨学金返済支援事業費補助金につきましては、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業に雇用された保育士個人となります。

以上です。

（諏訪）では、最後の奨学金の返済なのですけれども、こちらの奨学金というのは、いわゆる保育士になるための学校または大学等ということになるかと思えますけれども、当然保育士資格で保育に当たる方というような、それぞれ何か要件があるのかどうか伺いたいと思います。

（保育課長）基本的には、保育士資格を取得した新卒の保育士という形になります。

以上です。

（諏訪）奨学金の一部ということですが、金額などはどのように設定されていますか。

（保育課長）お答えします。

当該補助金の対象経費については、補助対象者となる保育士奨学金の返済に要する費用となっております。

以上です。

（諏訪）では、201ページ、吹上地域保育園等新設整備事業でございます。こちらのほうは、保育施設を建設するということで、大分前から用地の取得がされて、整地もされているところにこの複合施設を造るという計画でよろしいのかどうか、まず確認いたします。

（保育課長）はい。委員おっしゃるとおり、以前取得した用地のほうに建設する予定です。

以上です。

（諏訪）複合施設ということでございますけれども、保育所だけではなく、複合施設にすることで、例えば国などからの交付金、補助金があるのかどうかを伺います。

（保育課長）お答えします。

補助金ではないのですが、交付税の算定に当たりまして有利な起

債のほうがございまして、そちらのほうが活用できる予定となっております。

以上です。

（諏訪）今度は2つの保育所、吹上富士見と鎌塚保育所ということで、場所的には吹上富士見保育園は線路の南側、それと鎌塚保育園は線路の北側というふうになるかなと思います。保育園にお子さんを送迎する際に、なるべく危険な場所は通らないように、本来だったら住宅に近いところに保育所というのはあるべきだと思いますけれども、統合することで、今回は鎌塚ですので、吹上富士見に通っている、また通うべきお子さんたちの安全性といえますか、そういったものをどのようにお考えですか。

（保育課長）お答えします。

吹上富士見に通われている世帯の約9割以上は、車による送迎をしておりますので、送迎時の安全確保という部分では支障はないのかなというふうに感じております。

以上です。

（諏訪）車で通っているにしても、安全性というのは、例えば線路を挟むとやはりより危険が増すという認識なのではけれども、そういったところで1つにするとということがお子さんや保護者にとっては不便をかけるのではないのかと感じているのですが、その辺はいかがですか。

（保育課長）お答えします。

鎌塚、吹上富士見とも築後40年以上たって、50年に近づいているという部分がありまして、かなり老朽化のほうが進んでおりますし、また駐車スペースや園庭なんかはかなり狭いという部分がありますので、今回はそういった部分、廃止統合いたしまして整備して、より快適な保育環境を提供する意味でしていきたいと思っています。

以上です。

（諏訪）もう一つのつつみ学園の現在の場所から吹上の地域まで移るわけなのではけれども、新たな取得している土地の周りというのはやはりちょっと殺風景なのです。新幹線がすぐ近くを走っています。周りには

いわゆる田んぼがあるというだけなのですけれども、そういった情操面で景観というのは非常に大事だなと思ってはいるのですけれども、そういったところから新たな土地でのつつみ学園の子どもたちはどのように考えますか。

（保育課長）お答えします。

つつみ学園につきましては、先ほどと同じなのですけれども、建築後40年以上、こちらのほうもあと数年で50年が近づくということで、かなり老朽化が進んでいるという部分がありまして、利用児童なんかもさらに快適な環境の中で養育ができればなということで考えて、整備のほうを進めていきたいと考えております。

以上です。

（諏訪）統合する保育所なののですけれども、かなり長い期間、年月を、土地を所有してからたっていますけれども、この間この土地に関して保育の計画の中ではどのような扱いだったのか伺います。

（保育課長）今回の整備実施に至る経緯なののですけれども、当初は平成24年の3月に公立保育所の再編計画ということで整備計画のほうを持ち上がりました。その後平成27年度に子ども・子育て支援新制度が施行されまして、かなり民間保育園等いろいろと建築されていった状況がございます。その間、平成29年の次世代育成支援対策地域協議会におきまして、一時は英断をもって中断すべきというような答申も出されましたけれども、令和4年度の次世代育成支援対策地域協議会におきましては、両保育所の老朽化対策等々を踏まえつつ、整備のほうを進めていくという形になりましたので、今回整備に当たりまして基本実施設計のほうの予算を計上した次第です。

以上です。

（諏訪）203ページの未就園児預かり保育試行事業でございます。こちらのほうが、こども応援課との事業が重なっている部分があるのかどうか、ちょっと両方で名前が出ているので、そこは所掌はどのようになるのかをまず伺いたいと思います。

（保育課長）子育て支援センターに係る事業につきましては、補助事業

として地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業と今回のこども誰でも通園制度の試行的事業の3つとなりますけれども、地域子育て支援拠点事業につきましてはこども応援課、一時預かり事業とこども誰でも通園制度の試行的事業につきましては保育課の所掌となっております。

以上です。

（諏訪）223ページの保健衛生総務費庶務事業でございます。こちらのほうが、救急医療の負担金ということだと思いますけれども、それぞれの医療機関に納めているといいますか、払っているというのでしょうか、負担金のそれぞれの額をまず教えていただきたいと思います。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）こちらの救急医療負担金につきましては、三次救急医療の推進に対する財政支援としまして済生会加須病院のほうに支払っているものです。

以上です。

（諏訪）昨年度といいますか、令和5年度からでしたでしょうか。加須病院に3,000万円の負担金をということだと思います。これによって加須病院との協力体制といいますか、そういったものが何かあるのか、それとも協議会や何かができているのかを伺います。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）協議会等は特に設置はしていませんのですけれども、救急医療体制ということで、鴻巣消防からの搬送等の情報は常に把握をしているところです。

（健康福祉部長）追加で申し上げますと、加須病院が地域医療支援病院という指定を受けておりますので、その運営委員に私もお指名いただきまして、参加させていただいております。それから、先日もありました救急医療運営委員会というのも設置してございまして、そこにも委員として参加させていただいておりますので、情報等を頂戴している次第でございます。

（諏訪）市の管轄ではないかもしれないのですが、この加須病院への救急搬送、三次医療の救急搬送というのは当市からいろんなところに行くかと思うのですけれども、その中で加須病院に行くケース、何件ぐらいあったのかというのが分かれば教えてください。

（健康づくり課長兼新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム課長）
県央広域消防本部のほうから頂いた資料では、令和5年の1月1日から12月31日の救命という部分での搬送数を把握しております。済生会加須病院への搬送数合計201件のところ、鴻巣市からの搬送数が115件ということで把握をしております。

以上です。

（諏訪）そういたしましたら、341ページ、学力向上支援事業でございます。こちらのほうが新年度予算の資料の中に書かれておりましたが、各校の実情をというふうに書かれているのですけれども、ちょっとお待ちください、今資料を見ます。すみません。学力の各校の実情というのは、具体的にどんなものなのか伺いたいと思います。

（学校支援課長）まず、各校の実情につきましては、各校それぞれの実情は公表しておりませんので、お答えできる範囲でもよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

（諏訪）では、お答えさせていただきます。

まず、学力向上支援員が配置されている学校につきましては、下位層の学力の伸びが大きい状況。具体的に申し上げますと、令和3年度から継続的に実施している市独自の学力調査において、令和5年12月調査の結果が初めて80点以上を超え、過去最高となるなど、成果が確実に表れております。また、市の全体的な傾向となりますが、令和5年度の埼玉県学力・学習状況調査の結果についてですが、平成27年度からの調査以来、初めて平均正答率が、小学校4、5、6、中学校1、2、3、全6学年、全教科において全て県を上回り、また国語における学力を伸ばした児童生徒の割合は全ての学年で県平均以上となりました。

以上でございます。

（諏訪）そうしますと、市独自の学力調査及び県が行っている学力調査の結果ということでございますけれども、学力が上がってきているという、その要因というのはどのように捉えているのか伺います。

（学校支援課長）お答えいたします。

学力の伸びを検証する際、やはり様々な方策がそれぞれ効果をなし得たときに成果が出るもの、ある一定の期間もやはり必要なことがございますので、これまで本市が取り組んできましたこの学力向上支援事業をはじめ、またICT教育における学習者用端末の効果的な活用といったところを現場の教職員が積極的に進めてくれた成果というのが一つ大きいのかなというふうに捉えております。

以上でございます。

（諏訪）そうしましたら、次は347ページの児童就学援助事業でございます。こちらのほうがオンラインの学習通信施設を追加するという、その経緯をまず教えていただければと思います。

（教育部副部長兼学務課長）お答えいたします。

今までもオンライン学習による通信費についての就学援助ですとか就学奨励費の支援については、無料でモバイルWi-Fiを貸し出すなどして、全ての児童生徒にひとしく学びの保障をすることについて調査研究を行ってきた経緯がございます。ここへ来ての導入については、今年度、令和3年度から児童生徒1人1台学習端末が導入されて3年目を迎えるに当たって、より一層のICT機器の活用による学びの保障が必要ということで、さらに今年度では持ち帰りという家庭学習用としても1人1台端末を児童生徒が活用しているので、より一層その必要性があるということで支援を行うこととしました。

以上です。

（諏訪）そうしますと、今までルーターの貸出しだった児童生徒さんにこのオンラインの通信費の補助が適用されるということになるわけでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）はい、そうでございます。

（諏訪）対象は何人ぐらいになるのかということと、あと通信のほうもそれぞれ通信会社なども変わるかと思うのですけれども、その辺はどういうふうに調査をして通信費をとというふうになるのか伺いたいと思います。

（教育部副部長兼学務課長）オンライン通信費につきましては、1世帯

につき年額 1 万 4,000 円を支給するというものであります。この 1 万 4,000 円というのは、国の要保護世帯のオンライン通信費に倣って設定をしております。令和 6 年度の見込み件数としては 250 件を見込んでおります。

以上でございます。

（諏訪）そういたしますと、1 世帯年 1 万 4,000 円の通信費ということでございますけれども、当然これで足りなければ保護者負担ということになるのか。それと、1 世帯ですから、当然兄弟や姉妹でこれで使えるという見込みでよろしいのかどうか伺います。

（教育部副部長兼学務課長）年額 1 万 4,000 円が上限ですので、それ以上の支給はありません。1 世帯で兄弟がおれば、1 つの家庭で共有することは可能かと存じますので、1 世帯という支給で設定させていただいております。

以上でございます。

（諏訪）次に、391 ページの公共施設予約システム事業なのですが、現在も既に予約システム、私も使わせていただいております。ただ、利用料金に関しては、1 週間以内にそこにまた窓口にお支払いに行かなければならないということになっておりますので、そこは少し大変だなとは思っていたところ、オンライン決済を始めたいということなのですが、オンライン決済なのですが、いわゆるクレジットカードを使うのかどうかということをまず伺いたいと思います。

（スポーツ課長）お答えさせていただきます。

現在の想定では、クレジットカード決済と QR バーコード決済を想定しております。ただ、システム構築事業者の提案を聞いてから判断させていただく予定でございます。

以上です。

（諏訪）クレジットカードを持たないという方もいらっしゃるかと思うのですが、そういった方はどのようにしたらよいのか伺いたいと思います。

（スポーツ課長）現在のところ、電子決済の種類といたしましてはクレ

ジットカード決済、QRバーコード決済、電子マネー決済、デビットカード決済がございますが、電子マネー決済やデビットカード決済は読み取り機等が必要になる場合がございますので、クレジットカード決済が受けられない場合についてはQRバーコード決済が使えるかと存じますが、まずはこれから提案を聞きますので、そこで判断をさせていただきたいと思っております。

以上です。

（諏訪）前任者も質疑があったかと思うのですが、いわゆるオンライン、QRコードやバーコードを使うすべがない、またクレジットなども使うすべがない、さらにいわゆるシステムを使うことが苦手という方もいらっしゃると思うのですけれども、そういった方に関しては従来どおりの予約システムを使わずに、窓口での対応なども考えていると思ってよろしいのかどうか伺います。

（スポーツ課長）現在の従来どおりの予約の方法もやらせていただく方向で準備をしております。

以上です。

（諏訪）最後になりました。323ページの小・中学校適正規模及び適正配置事業でございます。こちらのほうは、今後は小中一貫校、いわゆる義務教育学校を進めていくというようなことも当然ながら書かれておりますけれども、義務教育学校と小中一貫校の違い、また小中一貫校だと今まで言ってきたところが義務教育学校だというふうに変ったのはなぜなのかをまず伺いたいと思います。

（教育総務課長）お答えいたします。

本市は、これまで鴻巣市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方、平成27年度に定めた考え方に基づき取組を進めてまいりました。川里地域につきましては、こちらの基本的な考え方における学校存置の検討をする基準の、2つございますが、そのうちの小中一貫教育を推進することでさらなる教育効果の向上を図るためにという基準の下に進めております。現在施設一体型の義務教育学校の新設に向けた取組方針を進めていきたいというふうに考えておりますが、こちらの理

由といたしましては、義務教育学校というのは1人の校長先生の下、9年間の義務教育の過程を一貫ある教育活動が可能になる組織というところもあり、小中学校の教職員間の連携を強化することで教育効果の向上をより一層図ることができるというふうに考えたことから、義務教育学校施設一体型の新設の学校を目指すという考え方に至っておるところでございます。

以上です。

（諏訪）小中一貫校であれば、小学校の部分と中学校の部分と校長先生それぞれというふうに規定がされていたように思います。それを校長先生1人になるということで、いわゆる学校規模が大分大きくなった中で校長先生お一人というところでは、学校経営、学校運営が非常に大変になるのではないかと考えておりますけれども、そういったところは教育委員会としてはどのようにお考えになっているのか伺います。

（教育総務課長）全国では、義務教育学校として新たな取組をしている学校もございます。例えばなのですが、一例を申し上げますと、校長先生はお一人ということにはなりますが、その下に準校長を1名、副校長を2名置くというような管理職の体制を取って学校運営を進めている学校の取組もあることを把握しておりますので、今後義務教育学校を進めるに当たりまして、そちらの配置等につきましても十分検討をしてみたいと思っております。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時02分）



（開議 午後2時19分）

（副委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（坂本）323ページ、小・中学校適正規模及び適正配置事業のところでは質問をさせていただきます。

まず、鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会というものがありまして、それが開催されているものがホームページのほうに掲載されております。

す、内容もありますけれども。その中で審議会への出欠席のほうがちよっと気になったのですが、欠席の多い方が3名ほどおられるということで、私のほうで調べたところ。それで、非常に重要な案件を審議する場でもあるので、できるだけ全員、15名ですか、今、できるだけ出席していただけたらと思っております。その方々は第3条に掲げるところからの委嘱というところになると思うのですが、それに至った経緯、どこから選出されたとか、そういうことを伺いたいです。

（教育総務課長）お答えいたします。

令和3年度、令和4年度に行った会議におきましては、全部で7回ございました。欠席の回数の多い順に申し上げますと、6回欠席された方が2名、こちらは青少年関係団体から選出された方と公募による方になります。5回欠席された方が1名おりまして、こちらも公募で選出された方になっております。それぞれ選出の理由ですけれども、お一人の青少年関係団体から選出された方につきましては、青少年相談員からご推薦をいただきまして、その方は相談員の代表も務めておりましたことから、選出は妥当だと考えております。また、公募により選出された2名の方につきましては、鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会公募委員選考委員会における公募委員の選考において、児童の将来を見据えた考え方ですとか応募理由を考慮し、経歴ですとか地域性、年齢等を踏まえた上で選出をさせていただきました。

以上です。

（坂本）先ほど公募から2名いらっしゃるということで、自ら進んでなられたのであれば、もう少し出ていただけたらよかったのではないのかなというふうにちょっと今感じました。今後の日程といいますか、この審議会の、多分任期とかそういうものがあると思うのですが、今後この入替えとか、そういうことについてはどうなっているのか、もしくはどうしていきたいのか伺います。

（教育総務課長）お答えいたします。

委員の任期は2年となっております、令和3年8月1日から令和5年8月31日までと今の委員はなっております、既に任期を終えているこ

とから、委員の職は現在は解かれております。今後審議会を開催するときには、また必要に応じて設置をしてまいりたいと考えております。以上です。

（坂本）では、その中で大芦小学校の統廃合について、地域の方々の意見というのがどうなっているのか、特に反対の意見等はどのようなものがあるのか、分かっているでしょうか。

（教育総務課長）お答えいたします。

統合に反対といった立場の方から、一堂に会しての意見交換会という形式ではなく、じっくりと話し合える機会を設けてほしいという要望がございましたことから、今年度は吹上小学校や大芦小学校の保護者、教職員、地域の代表者で話す機会を設け、鴻巣市立小・中学校のあり方研究懇話会を開催させていただいております。その懇話会の中で、反対の趣旨を含む意見としては、通学区域の変更を検討すべきではないかという意見が強く、吹上小学校の通学区域を変更して、大芦小学校の児童数を増加させることで2校を残してほしいというような要望もございました。また、その一方で、同じ懇話会に参加された大芦小学校区に隣接する吹上小学校区にお住まいの保護者の方からは、通学区域の変更については強く反対するというような反対のご意見等もありました。また、大芦小学校は過去に1,000人程度の規模の学校であったことから、敷地面積が広いと、吹上小学校よりも大芦小学校を利用する形のほうがよいのではないかというような声など、様々なお声をいただいているところで

以上です。

（坂本）そうしましたら、大芦小学校の今後の閉校に向けた日程というのでしょうか、を伺います。

（教育総務課長）お答えいたします。

今現在も主にPTA会長等と調整は継続しているところですが、今年度の懇話会の話も受けまして、引き続き地域の方のお声をお伺いしたく、意見交換を来年度に向けても重ねていきたいと考えております。

以上です。

（坂本）そうしましたら今度、川里地域の小中一貫校についての地域の方への周知とかはどうなっているのか、またその中で反対の意見があれば、どのようなものがあるのか伺います。

（教育総務課長）お答えいたします。

まず初めに、地域の方への周知等についてでございますが、今年度川里地域におきましては基本構想、基本計画の策定を進めているところでございます。その中でワークショップを開催したりですとか、指定地域の方々にお集まりいただいて、意見交換を重ねてまいりました。また、ワークショップと並行して、川里地域全ての世帯に対しまして新設に伴うアンケート等も実施しながら周知をしております。また、そちらのワークショップの内容ですとかアンケート結果につきましては、広くホームページ等で掲載をして周知をさせていただいております。

次に、反対の意見についてですが、ワークショップやアンケート調査による反対の意見としては、例えば今ある場所から学校がなくなることへの不安ですとか寂しさや母校への思い、また新設に関しては分からないことが多く、不安を抱えているとか、伝統とか歴史のある建物を壊さないでほしいとか、地域のよさを生かすために学校を残してほしい、または新しい学校ができたときに新しい学校へはどのように通学するのかなど、様々な不安等のお声もいただいているところです。

以上です。

（教育部長）反対の意見ということで今課長が申し上げたところですがけれども、反対の意見だけ申し上げると非常にこちら心苦しくて、大芦にしても、川里にしても、非常に賛成の意見は物すごくたくさんありまして、その中では特に川里なんかは、反対と言いながら、おっしゃっているのがふるさと館、またふるさと館の中の図書館を残してほしいという声が非常に大きいです。これは、小中一貫義務教育学校をつくるに当たって、賛成の方も反対の方もふるさと館を残してほしい。ふるさと館は何かというと、図書館を残してほしいという。言い方は変ですがけれども、図書館があればいいというような雰囲気のことをおっしゃっております。大芦についても、反対の意見は今申し上げたとおりですがけれども、

やはり P T A の中でも賛成の方ってたくさんいらっしゃって、課長が申し上げたとおり、吹上小学校区を変更して大芦に来ればいいのではないかと考えたときに、今現在吹上小学校区の方は何言っているのというのか、我々がどうして大芦に行かなければいけないのだというような、地域によってまた意見が異なるようなことになっておりますので、反対ばかりではないというところをちょっと申し上げて答弁とさせていただきます。

（坂本）反対だけではなく、賛成の意見も聞かないといけなかったのだななんていうふうに思いましたけれども。今後の日程について伺えたらと思います、川里地域の小中一貫校について。お願いいたします。

（教育総務課長）お答えいたします。

今年度策定予定の基本構想、基本計画を今後地域の方にお示しをして、ご意見をいただいた上で設計業務に進んでいきたいと思っております。令和 6 年度は、鴻巣市立小・中学校のあり方研究懇話会を開催する予算を計上させていただいております。

以上です。

（副委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2 時 3 0 分）

（開議 午後 2 時 3 1 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

西尾委員より発言を求められておりますので、許可いたします。

（西尾）午前中の私の議案第 41 号、389 ページの市内公立校の教職員メンタルヘルス相談体制はという質疑の中で、文言訂正を 2 点お願いいたします。

1 つは、「給特法」と言ってしまいましたが、正しくは「給与特別措置法」です。

もう一つは、「文科省」と言いましたが、正しくは「文部科学省」に訂正願います。よろしくお願いいたします。

（委員長）発言の訂正についてはご了承願います。なお、字句その他の

整理については委員長に一任願います。

ほかに質疑はありませんか。

（高橋） それでは、ほかの委員さんからの質疑の中でもかなり理解できたところと、あともう少し深掘りしたいところもありましたので、慎重に審議をしたいので、もう一度ちょっと質疑させていただきます。

ページ数なのですが、159ページの生活困窮者自立支援事業の子どもの学習・生活支援事業のところと、あと関連して195ページの母子家庭等対策総合支援事業、ひとり親家庭等生活向上事業について、こちら先ほどほかの委員さんのほうから大学等受験料・模擬試験受験料支援金の人数のところを先ほどお示しいただいたのですけれども、こちら混乱しておりますので、ちょっと整理させていただきたいのですけれども、この大学等受験料・模擬試験受験料支援金なる、この対象者というのは独り親の方全員対象になるのでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長） それでは、まず概要というところで対象者のご説明をさせていただきます。

生活困窮者自立支援法に基づく、こちらは福祉課でやっております子どもの学習・生活支援事業とひとり親家庭等生活向上事業実施要綱に基づく、こちらは子育て支援課でやっております子どもの生活・学習支援事業に登録等をしている子どものうち児童扶養手当受給世帯相当、または住民税非課税世帯の中学3年生及び高校3年生等を対象としております。ですので、基本的には、この2課でやっております学習支援に登録等をしているお子様の中で中学3年生、高校3年生等が対象となっております。

以上です。

（高橋） すみません。等というのがちょっと気になりまして、アスポートに当然登録していない独り親の今回の年齢の対象の児童生徒というのはいらっしゃると思うのですけれども、そういった子が学習支援、アスポートには行っていないけれども、受験料だけは受けたいよという方も、等がついているということは対象になるということになりますか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長） この事業のほうは国の補助の対

象となっております。現在国が示しているこの等という部分は、鴻巣市においては中学生、高校生を対象とした学習支援をやっておる自治体となります。そうなりますと、学習支援に登録をしている子どもが基本的には対象になりますが、どうしても今現在アスポートさんの人数制限がございますので、希望されても学習を受けられないお子様も出てくる可能性がありますので、まずは空きがない場合には学習支援を希望していただいたお子様を登録して、その上でもし受験を考えているお子様がいれば、その方たちは対象になります。

以上です。

（高橋）よく理解できました。ありがとうございます。

続きまして、203ページ、未就園児預かり保育試行事業、こちら新しい事業になると思うのですけれども、生出塚保育所子育て支援センターと川里ひまわり保育園子育て支援センター、あとは実施意向のある民間保育施設等というのが実施予定施設というふうに先日ご説明があったのですけれども、ちょっとなかなか新しい事業なので、どれぐらいの利用者があるかというのも想定しづらいのかなというふうに思うのですけれども、なかなかこうやって気軽に預けられるところというのはないので、子育て世帯にとっては物すごくありがたい事業だなというふうに考えるのですけれども、そういったところから今2か所、あと実施意向のある民間保育施設というのは決まっているのでしょうか。というのも、キャパ、利用者が多いのではないかなと思っている中で、決まっているのかなというのがちょっと気になりました。

（保育課長）お答えします。

民間施設のほうの実施意向のある施設につきましては2施設ございまして、1つは吹上中央幼稚園、もう一つは認可外保育施設のにこにこ保育園の2施設になります。

以上です。

（高橋）そうしましたら、4か所ということですね。あと、こちら対象者がゼロ歳6か月から満3歳未満というところが対象者になっていると思うのですけれども、本市で今保育園等に預けていなくて、この対象に

なる児童というのは何人ぐらいというか、大体割合というのですか、どれぐらいになるのでしょうか。

（保育課長）お答えします。

今回のこども誰でも通園制度に係る対象児童につきましては、保育所等に在籍していないゼロ歳6か月から満3歳未満の児童ということで、令和5年4月1日現在においては1,008人ございます。以上です。

（高橋）ありがとうございます。

そうしましたら、昨日も補正のほうで質問させていただきまして、ほかの委員のほうでも質疑があったのですけれども、345ページのみどりの校庭推進事業について再度お伺いたします。ご答弁のほうで校長先生のご意向を聞いて、校長先生が替わるから、その意向によって範囲が変わってしまうので、予算が変わりますよというふうなご答弁があったのですけれども、みどりの校庭推進事業が始まって、検証というのですか、一番子どもたちにとって安全性だったりとか、あとは利用のしやすさだったりとか、そういったところというのを例えばアンケート等検証して、一番範囲、昨日話が合った真ん中だけのトラックはやらないとか、あったほうがいいとか、そういったところって個人の感覚によって、校長先生の感覚によって変わってくるかなと思うのですけれども、その辺りの検証等というのはされているのでしょうか。

（教育総務課長）お答えいたします。

芝生化につきましては、様々なメリットがあるというふうに言われております。例えば芝生化することでほこりが立たないですとか、あとは芝生があるおかげでけがが少なくなるですとか、あとは芝生で温暖化の中で、気温が高い中でも少し抑えられるですとか、あとは何よりも見た目の緑の心の癒やしの部分ですとかということで、芝生化については大きなメリットがあるというふうに言われておるところです。

実際ですが、ちょっと古い資料なのですが、令和元年度の7月に県が実施した芝生のアンケート集計結果というものがございまして、そのときに中央小学校の175名の児童に実施したアンケートがございまして、そ

これらの結果をご紹介させていただきたいと思います。校庭の芝生をどう思いますかというような問いに対しましては、44%の児童がとても好き、好きが27%で、多くの児童が芝生がとても大好きというふうに答えているところです。また、芝生の校庭と土の校庭を比べるとどっちが好きですかというような問いに対しては、7割、74%ぐらいの児童が芝生のほうが好きというふうに答えているような結果もございます。また、芝生になって一番よかったことは何ですかというような問いに対しましては、先ほどお話ししたように、転んでも痛くないですとか、けがをしないですとか、気持ちがいいですとか、そのようなお声がアンケート結果では出ておるところです。メリットとしては、とても大きな効果が出ているかなと考えております。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。私が、すみません、聞きたかったことは、メリットがあるのは分かるのですけれども、例えば安全性だったりとか、先ほどけががないから、やっぱり安全性が高いから、ではトラックは芝生はやったほうが良いという見解になりますよね、今の話だと。でも、今回は東小に関してはトラックはやられなかった。そういうちょっときちっとした検証をしていらっしゃるのか。その検証を基に、今後の校庭というのも芝生化というのは進めていかなければ、予算も取ってやるものだと思うので、そういったところが必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺はどういうふうにお考えなのでしょうか。

（教育総務課長）お答えいたします。

芝生のこの施工の状況によった検証はしていないところですが、校庭の状況というのは各学校、遊具の設置状況ですとか、あと水はけの状況ですとか、あと子どもたちの休み時間の使い方ですとかというのは各学校様々なのかなと思っております。その各学校の校庭の状況ですとか使い方ですとかというのが分かるのが、やはりそこで子どもたちを実際に見ている教職員であるのは間違いないというところがございますので、学校の希望を優先して、今後についても芝生化の工事の施工は進めていき

たいというふうに考えておるところです。

以上です。

（高橋）話がちょっと戻ってしまったのですが、校長先生の結局判断ということになるということなのはよく理解しました。でも、市として予算をつけてやる芝生の事業というところで、校長先生の個人的な判断だったりとか、そういうところに委ねるのではなくて、市として全体的に小学校の校庭芝生化に関して、安全性だったりとか、利用のしやすさだったりとか、そういったところを検証した上で、こういうほうがいいよねというのを明確にして予算をつけたほうがいいのではないかなというところをお伺いしているので、そういったご意向ではないということよろしいでしょうか。

（教育部長）昨日芝寄委員から予算の関係でこのことで質問がありましたが、まず予算の関係でいうと、やはりこれ県の補助がかなり入っていますので、大きく全面をやるという教育委員会の考え方をまずお示しして予算を取って、その中で補助金を入れていくという考え方があります。その逆のパターンで、小さく取っておいて後から大きくしたいといっても県補助金つかないものですから、まずその関係で予算というのは先に取らせていただいているというところがあります。

ご質問のところですが、これ芝生だけではなくて、実は学校というのはかなり校長の権限というのは大きいものでして、例えば学校開放もやっていますし、教育委員会がこうだというふうになかなかイニシアチブを取ってできるものではない難しいところもありますので、やはり学校の意向というのは何をするにしてもお聞きしながら進めていくというのが教育委員会のやり方ですので、校庭の芝生化についても学校との協議を行いまして、学校の意向を確認して進めている。効果としては全面やったほうがいいのではないかなという思いはありますけれども、なかなかその部分をこうのほうがいいのではないですかということは申し上げづらいといえますか、何事においても学校の判断の部分というのは大きいというところがございます。

（高橋）すみません、ちょっと納得いかないというか。県の事業で補助

金だけれども、お金ではないですか。県のお金なので、そこももちろん多めに取っておいてというお考えも分かるのですけれども、校長先生の権限もあるというのも理解します。でも、市としてそこを、校長先生のご意見、そういうところを吸い上げて、事前に鴻巣市として、では各学校はこういうふうに安全性の部分だったりとか利用しやすさ、開放のところ、先ほども言ったスポーツ少年団が使ったりとか、真ん中だけだと野球もしづらいらうなとか、いろんな問題も考えられると思うのです。そういったところも全体的に校長先生等から意見を聞いて、県の予算でもこういう方向で予算をつけてやっていくというところを計画の中に入れるべきなのではないかなというふうに思うのですけれども、お金が県から入ってくるから多めに取っておいて、後で調整すればいいよという、そういう感じのご意向ということではよろしいのですか。

（教育部長）いや、そうではなくて、教育委員会としては全面やったほうがいいなと思ってはいます。ですので、全面やったときの工事面積として、全面の部分ですので、当然予算的にはその部分を取っていて、それに対する割合で県の補助金が入ってくるというところで計算をしているところです。ただ、実際に施工するに当たっては、例えば校長先生といえますか学校が、トラックで、実際コーナーなので、例えば運動会とかやるときに芝生が例えばぬれていると転倒しやすいとか、コーナーで滑りやすい状況になりますので、そういうところを配慮したり、直線で100メートルを取りたいという学校、先ほど課長から遊具の関係とかありますという話ありましたが、100メートルの直線を取りたいとなると、やはり土があってトラック内に芝生だと段差ができてしまうというところもあって、なかなかそれもどうかなとは思っているのですけれども、どうしてもそれでも学校がトラック内にしたいという強い意向があると、教育委員会として、いや、駄目だよ、全面やってくださいとはやはり言いづらいところは実際はあります。教育課程で、例えば指導する部分について強く言う部分はありますけれども、やはりその部分は学校長の裁量になるかというふうに考えております。

（西尾）では、議案第41号について質問をさせていただきます。

通告しておりますその他の事業のところのシートなのですが、その中で7番目、全ページにわたる、また全担当課にわたるものなのですが、所管の各種審議会や委員会、懇話会で民間委員の方で会議を複数回欠席している委員は各会議体でそれぞれ何名いらっしゃるかお伺いします。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時51分）

（開議 午後2時52分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（西尾）申し訳ありません。すごく広い範囲にわたってしまいまして、多分時間が足りなくなってしまうので、私が今回調べられる範囲で調べた分にだけ質問をさせていただきます。

趣旨は全部の担当課さん、同じことなのですが、例えば先ほどの前任者の質問と重なるのですが、教育委員会所管の鴻巣市人権教育推進協議会・鴻巣市立集会所運営協議会合同会議、こちらは令和5年度では3回まで開催されているのですが、3回とも欠席の委員の方が2名いらっしゃいます。そして、鴻巣市学校給食運営委員会、これが2回開催されておりますが、2回とも欠席の委員の方が2名おります。そして、鴻巣市社会教育委員会委員会会議、こちらは令和5年度3回まで開かれておりますが、3回とも欠席の委員の方が3名、2回欠席の委員の方が1名です。そして、これは今年度はないのですが、先ほどの前任者の質問と重なるのですが、鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会、これは令和3年9月から令和4年8月まで7回開催されておりましたが、6回欠席の委員の方が2名、そして5回欠席の方が1名、4回欠席の方が1名おられました。これだけが全てではないのは承知しているのですが、例えばこういった形で民間から出られている委員の方が1回だけ出席して、あとは全部お休みとか、3回とも全てお休みとかという方が散見されるのですが、こういった方々は公募の方々、それから教育委員会からお願いするの方々、両方いらっしゃるという認識で

よろしいでしょうか。

（教育総務課長）先ほどの答弁と重なるところもございますが、こちらにつきましては、適正配置等審議会につきましては公募の方と、あと団体から推薦をいただいた方になっております。

以上です。

すみません、訂正いたします。適正規模・適正配置等審議会でございます。

（教育部参事兼生涯学習課長）生涯学習課で所管している部分ですが、社会教育委員会、人権教育推進協議会、集会所運営協議会ですが、こちらにも公募委員、団体から推薦の委員がございます。

以上です。

（西尾）団体から推薦いただいている委員の方となると難しいのかもしれないのですが、例えば団体推薦、または公募で入られた方、両方なのかもしれませんが、欠席が続く委員の代わりに、やはり意見を言いたい市民の方もいらっしゃると思うのです。団体から推薦だと、その団体からほかの出られる方を出していただく、あるいは欠席が続く公募の委員の代わりに、新たに途中からでも公募をして別の方に替わっていただく、もしくは開催回数が少ない会議であれば、次年度以降は公募でもし欠席が続いた方がまた公募されてきた場合は、その方は入れないでいただく、そのようなことが必要になるかと思います。

ただ、会議が平日ですので、団体から推薦していただいた方はどうしてもお仕事があったり、その団体の用事があったりして会議は出席が難しいこともあるかと思うのですが、なるべく公募で入られている市民の方、できれば市民に開かれた会議、審議会であるべきではないかと、そのようなものもあるかと思いますが、そういった会議体の場合はなるべく公募で意見を言いたい市民の方に入っていただく機会を増やしたほうがいいのかと思いますけれども、そのような趣旨を踏まえて、欠席の多い委員の方についての今後の対応策といいますか、もし何か考えているものがあれば伺います。

（教育部長）公募委員の方については、募集をかけるときに、例えば平

日の夜間とか平日行いますよという条件はある程度付させていただいておりますし、仮に例えば最初の２回、３回欠席したからといって、もう委嘱をさせていただいた委員に対して、あなた欠席が多いからちょっと外れてくださいということはなかなか申し上げづらいのかなと思います。

ただ、委員がおっしゃるとおりに、そういう方がまた再度違う、例えば教育部の中では情報が分かりますので、その方が応募してきたときにそういう部分について確認をするとか、たくさん応募があったら、そういうところも加味しながら検討するとか、そういうことはできるかというふうに考えております。

（西尾）では、念のためお伺いします。

委員の方が欠席した場合の委員の報酬は、その方には支払われるのでしょうか、念のため確認いたします。

（教育部長）お支払いはしておりません。

（芝寄）では、私のほうから追加で４点ほど聞きたいと思います。

177ページをお願いいたします。全国健康福祉祭（ねんりんピック）開催事業、令和８年、埼玉で行われるというご説明がありましたが、もう少し詳しく、どのように鴻巣が関係してくるのかなということも含めて内容をご説明お願いできますでしょうか。

（介護保険課長）お答えいたします。

こちら全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、いわゆる高齢者の国体と呼ばれる、位置づけられるようなものでございまして、47都道府県持ち回りで開催しております。委員ご指摘のとおり、令和８年につきまして埼玉のほうで開催されることになります。

鴻巣市につきましては、過去国体の実績もありますので、県から打診があって、今ソフトボール交流大会等の開催を希望しており、現在県において調整中でございます。開催する場合は、上谷総合公園等で、会場として想定して実施する予定になっております。

以上でございます。

（芝寄）内容はよく分かりました。

そういった会場誘致だとかそういうことも含めて参加するということによってよろしいみたいなのですけれども、上谷総合公園を予定していると。アリーナはどうなのですか。

（介護保険課長）まだ今後、ソフトボールがメインなので、例えば今あくまでも例として上谷総合公園もありますけれども、例えば全国からお集まりになりますので、吹上荒川総合運動公園、川里中央公園ももちろん想定になるかと思うのですが、今後はまた検討委員会等で検討いたしまして、もし事業が鴻巣で行われた場合は、検討する予定になっております。

以上でございます。

（芝寄）では、201ページをお願いいたします。吹上地域保育園等新設整備事業、こちらなのですけれども、頂いた資料の中で定員数を見ると、今までの鎌塚が120人、吹上富士見が100人、今回予定されているところは定員100人ということなのですけれども、この足りない部分というのはほかで補うというふうな考え方、そういう認識でよろしいのでしょうか。

（保育課長）お答えします。

定員100人につきましては、開所予定の令和10年度の保育需要の見込みから定員100人ということで算出しております。

以上です。

（芝寄）すみません、今までの定員の数からして、次は100人でもあふれる人が出ないという考え方の100人なののでしょうか。

（保育課長）お答えします。

一応令和10年度の保育需要の見込みが100人ぐらいだろうということで推計して定員を取っているのですけれども、実際にはそれを超える場合についてもあろうかと思いますので、有効面積的には定員以上に確保する予定では考えております。

以上です。

（芝寄）分かりました。

371ページをお願いいたします。中央公民館管理運営事業の中で、修繕料についてお伺いします。

中央公民館はたしか包括施設管理業務委託に入っているかなと思うのですが、この修繕料と包括のほうと、どのように違いがあるのかなという、そこのご説明をもう一度お願いします。

（中央公民館長（課長級））お答えいたします。

公民館、生涯学習センターも市の施設同様、包括施設管理業務委託に入ります。ただし、施設の設備等に関する修繕費でありまして積算金額が130万以下のものが対象となりますので、130万円を超えるものについては原課において補正予算、または当初予算等において計上しましての対応となります。

以上です。

（芝寄）では、中央公民館のところの施設修繕料142万3,000円はどのような予定の金額ということになりますでしょうか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時04分）

（開議 午後3時05分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（中央公民館長（課長級））失礼いたしました。こちらについては、高圧水槽コンデンサー取替え修繕工事となります。いわゆるPCB、こちらの工事になります。

以上です。

（芝寄）では最後に、389ページの教職員職場環境改善事業の中の心の健康チェック委託料というか、心の健康チェックというものに関してなのですが、教職員の方のことでお聞きしたいのですが、本年度でよろしいですか、身体的なけがや病気以外で今ずっと休んでいる教職員というのは、まずおられるのでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）精神疾患という、今年度、令和5年度4月に休職者が6名おったのですが、そのうち5名が精神疾患でございました。6名のうち一般疾病が1名、精神疾患が5名です。

（芝寄）実は私も昨年、令和5年度中なののですが、市内の教員の

方からご相談がありまして、その方ではなくて同じ職場の教員の方が、保護者のクレームがちょっとひど過ぎてしまって、休みがちになってしまっている、それを私たち周りがみんなフォローして、そこでも何かもうぎすぎすしてしまった職場になってしまっているというのを相談を受けました。市のこういったところにも少し相談するところがあるから、してみたらと言ったら、なかなかやっぱりそこに一步、周りの教職員もこういうところへ相談、もう一つ違う事業でも相談するところありますけれども、なかなかそこに出向けないというのを話をいただきました。もっと教職員が軽く相談できる、軽く一步そのハードルを越えられるような相談窓口等を何か検討できないのかなと、心の健康チェック委託料の中でも気軽に相談できるというものをできないのかということを、ちょっとご意見をお聞きしたいと思います。

（教育部副部長兼学務課長）お答えいたします。

教職員のメンタルヘルスについては、今委員おっしゃるとおり、喫緊の課題となっております。先ほどお伝えもしたのですけれども、県の福利課ですとか、あと市の学務課もそうなのですけれども、一応相談窓口とはなっておるのですけれども、なかなかそういった形で相談しにくいといったような意見は委員おっしゃるとおりあると思います。そのため、教育委員会としては職場環境の改善ですとか、あとは働き方改革を推進して風通しのよい職場づくりということを、校長会議ですとか、あるいは県からの通知を通じて推進をしているところではございますが、先ほどおっしゃったとおり、保護者ですとか地域の方からの様々なご意見に何か心理的に折れてしまう教員が、各学校とは言いませんけれども、学校によってはいらっしゃるということは承知しております。

以上です。

（学校支援課長）相談窓口については今後検討していくようなところは、支援センターを中心に、ちょっとそこは調整していきたいというふうに思っておりますが、学校支援課としては教職員研修というところを大変重要視しておりまして、特に若手教員の初任者、2年目、3年目、その辺りの、やはりまだ経験値が少ない教職員が心が折れないで子どもたち

の前で指導できるようにというところを大変心配しながら、年度当初から継続的な見守り、実際に学校訪問をして授業を観察したり、あとやはりその辺り、各学校の校長先生方も大変同じような意識を共有していますので、何か心配なことがあれば、比較的教育委員会のほうには連絡が入ることも毎年一定数ございます。そうしますと、指導主事のほうが学校のほうを実際に訪問して、授業を参観して、放課後等、困りを抱えている教職員、いろいろ保護者対応もあるのですが、学級経営でやっぱり悩んでしまう先生方も一定数おりますので、そういったところ、具体的な方策を実際に行って指導するというのもこれまでもやっておりまして、今後も引き続きそこは重点的に対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

（芝 寄）最後に、学校長との連絡の取り方等、どのように行っているかと質問しようと思ったのですけれども、今お答えになられた、ちょうどそういうことを聞きたかったのですけれども、以後本当に先生がいなくなってしまうと、特に担任を持っていると、やっぱり子どもたちに大きな影響を与えることが多いので、ぜひともここは力を入れて、もっと軽い気持ちで相談ができるような窓口をいただけたらなというふうに思っ

て質問を閉じます。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3 時 12 分）

（開議 午後 3 時 30 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（潮 田）それでは、ちょっとページ数が分からないのですけれども、補正のほうでも話があって、結局令和5年度ではできなくて、令和6年度でやりますというふうに言っていた子ども若者アンケートの件でお伺いしたいと思います。

それについては、この予算書でいうと、どこのページになるのでしょうか。

（こども応援課長）181ページの次世代育成・子ども子育て支援事業となります。

以上です。

（潮田）その中で、小学校5年生と中学校2年生にアンケートを行うというふうに説明があったかと思います。次世代育成・子ども子育て支援事業の中で、このこと自体にはその名称、先ほどのアンケートという名称は出ていないわけですが、確かに令和6年度の予算であるということでありますので伺いたしますが、これ5年生、中学2年生にどのような形でアンケートを行うのか、ちょっと詳細を伺いたしたいと思います。

（こども応援課長）お答えします。

小学校5年生、中学校2年生のアンケートの方法としましては、教育委員会の協力をいただきながら、学校で使用しているタブレットの活用を考えております。

以上です。

（潮田）そうなりますと、ちょうど今教育委員会のほうもいらっしゃいますので確認させていただきますが、この指導という形、当然ながら担任の先生のほうからこういった説明をするようになるのかなというふうに思うのですが、そこら辺の協議はこども未来部と教育部のほうでは既に綿密な相談をされているということでしょうか。

（教育部長）こども未来部からお話はいただいておりますが、今後校長会議等を通じてお話をさせていただきながら、具体的な方法については、5年生、中学2年生ということですので、学習者用端末を使いながら、フォームですとかどういうアプリケーションを使うかというところも含めて検討していきたいというふうに考えております。

（潮田）今回のことは、要は子どもたちの生活全般をサポートするためというふうになるかと思います。当然ながら、個人情報に関係もありますけれども、私としては一番心配なのが今学校に来ていない子どもたち、不登校の子どもたちがこういったところに重なる部分があるかなと

いうふうに思っておりまして、その子どもたちへのアプローチというものの、これについても、それはまだ協議はされていないということでしょうか。

（こども応援課長）お答えします。

不登校の子どもに対してのアプローチ等なのですが、詳細についてはまだこれから決めていくところになります。

以上です。

（潮田）これにつきましては、やはりたまたま今こども応援課でもありますので、子ども食堂であったりとか、学習支援であったりとか、いろいろな、学習支援でも子どもの居場所という意味での今回の1か月1万円が支給されるほうのフリースクールとか、学習支援のほうもそうですけれども、また福祉課のほうと子育て支援課で関わっている学習支援ありますよね、2か所でやっている学習支援。そういったあらゆるところで網をかけてあげないと、一番必要なところに必要なアンケートにならないかなというふうに考えております。

学校長会、学校長のほうでのというふうに今答弁ありましたけれども、3月が終わると、当然4月から新しくなりますので、その学校長会というのは3月を意味するのでしょうか、4月を意味するのでしょうか、伺います。

（教育部長）校長会議ですけれども、校長会議はもう3月は終わりますので、次の会議は4月になりますので、早くても4月のご案内になるかというふうに思います。

（潮田）そこにつきましては、せっかくこれお金をかけてやるものでございます。また、こういったタブレットでやる形は恐らく初めてではないかな。違う。今までもそういったアンケートはやっていらっしゃるのですか。このアンケートを取ったものが、個人情報保護という意味では、誰が見ることができるアンケート、誰というのは個人名ではなくて、どこの部局でどこのところが担当してそれを集計する形を取るのか、また学校教育のほうでも見ることができるのか伺います。

（学校支援課長）お答えいたします。

現在も学習者用端末を活用したアンケート調査、具体的に申し上げますと、ヤングケアラーの調査などは行っておりまして、こちらはもう3年目になります。フォームズで回答する場合、やはり学校支援課のほうで集計するような運用になろうかとは思いますが、ちょっと具体的な方法については協議していきたいというふうに思います。

以上です。

（潮田）ぜひとも、恐らくヤングケアラーのところでも不登校のお子さんだったりとか、なかなか学校に来られないお子さんこそが 필요한ものでもあるかなというふうに思っておりますので、今後もそういったものにつきましては、そういった案件がありましたら、よく連携をしていただきたいかなというふうに思います。

続きまして、241ページの母子健診事業のほうになります。これは母子健診事業の中の1歳児健診と5歳児健診ですけれども、1歳児健診のほうは国のほうの補助で今回も新たなものになりますけれども、これ自体は改めて健診を市が行うのではなくて、それぞれのお母さんが子どもの1歳児健診をやったものに対してということによろしいでしょうか。

（子育て支援課副参事）1か月健診でよろしいですか。

（潮田）失礼しました。1か月健診。

（子育て支援課副参事）委員おっしゃるとおり、1か月健診は既に病院で今やられているものです。それに対して助成するというものになります。

以上です。

（潮田）もう一点が、やはり国が2分の1支援をする5歳児健診のほうで国では発表がありました。ただ、これにつきましては、鴻巣市としては以前から5歳児健診を平成23年度からやっておりますので、今回改めて国の補助を使っているものというのはスタートしないということでございますが、このスタートしない理由を確認をしたいと思います。

（子育て支援課副参事）現在5歳児健診は、国のほうで示されたものではなくて、市のほうで独自に平成23年度からやってまいりました。それで、それについては国の助成につきましては、母子保健医療対策総合支

援事業というもので国のほうから示されました５歳児健診等の乳幼児健診の推進ということで、そちらにつきましては、本市においては既に希望者において実施しておりますが、示された事業内容は全員を対象とした集団健診ということで行われる指導とされているところでした。精神発達の状況や言語障がいの有無などについて習熟した医師による診察を行うために、医師の確保や支援体制の整備等が必要となりますので、事業の実施については課題や問題点を調査する必要があると考えております。

以上です。

（潮田） そのように以前少し説明を聞きましたので、私のほうでも内閣府のほうにも確認をいたしましたら、今５歳児健診をやっている自治体のものに対して出さないという考えはないという話があったのですけれども、集団であっても、要は国のほうとしても全体にアンケートを行うというところから、それを対象にするということであったのですけれども、そうではなくて、あくまでも今後も鴻巣市としては国のものは使うという方向は考えないということなののでしょうか。

（子育て支援課副参事） 今後については、やり方については今の状況をやrittつ、また全員対象とするかはちょっと検討していくような形になるかと思います。

以上です。

（こども未来部長） 補足をさせていただきます。

今補助金を活用しないかというお尋ねもあったかと思いますが。当然ながら、今我々がやっている５歳児健診、それに補助がもし適用になるような手法、アンケートを例えば取ればいいのかという条件があれば、現時点でちょっと私どものほうは補助をもらえる要件というのは確認してございませんが、この後要綱等が詳しく示されまして、もし補助の要件に該当するような手法が取れるのであれば、そのような形で補助金の活用を積極的に行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

（潮田） 埼玉県の中でも、鴻巣市の５歳児健診は素晴らしいのです。全

国の中でも先進をいくようなすばらしい取組をしておりますので、ぜひともこれはアピールしたほうがいいと思うくらいなものなので、半分国が出すというふうに言っていますので、使えればというふうに思います。あとは、すみません、ちょっとページとしては戻ってしまうのですが、201ページの吹上地域保育園等新設整備事業のところでもう一回なのですけれども、これって、今ここに書いてあります鎌塚にしても吹上富士見にしても、またつつみ学園にしても、もう築49年、42年、48年たっておりますから、建物としてはちょうどいいかなと思うのですけれども、当然これから新しく造るものについても、建てたと同時に老朽化が始まるわけでありまして。今回子どものためにというのがすごく特化されて、それはそれでいいと思うのですけれども、多世代交流とかそういったような発想は、今回の設計をするに当たって、要は子どもの数とかというのは当然波もありますし、その後のことを考えると、今子育てにも多世代交流というのが大事だというような発想がありますけれども、そういったことは含まれてはいないのでしょうか、または検討する考えはあるのか伺います。

（保育課長）お答えします。

現時点においては、まだそのような考えには至っておりません。

以上です。

（潮田）それについては、ちょっとやはり考えていただきたいかなというふうに思います。要は、施設は50年たったとき、その先々、さすがに50年先までは考えられないかもしれないけれども、やはりそういった計画を立ててやっていくことって必要かなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

あとは369ページ、文化芸術振興事業で、これは昨年度文教福祉常任委員会で文化芸術振興基本条例をつくりました。それに合わせて今年度、6年度で計画をつくるということで令和5年度に審議会が始まっておりますけれども、これはどのようなものを想定しているのか、まず伺いたいと思います。

（教育部参事兼生涯学習課長）お答えします。

計画内容の方針といたしましては、現在審議会を開催しております、これから具体的な意見を集約して策定していくこととなりますけれども、大まかなところとしては、やはり文化芸術という分野の範囲を限定することはなかなか困難でございまして、範囲も広過ぎるなというふうに考えております。他市の計画を見ますと、それぞれ地域に即した計画内容となっていますことから、本市でも地域特性を踏まえ、どうしたら市の文化振興が図られるかについて審議会委員の皆様にご意見いただきながら、計画を策定していきたいと考えております。

以上でございます。

（委員長）潮田委員、あと5分程度でございます。

（潮田）そういたしますと、今の答弁いただきましたけれども、その行から少し上のところで文化センター管理運営事業、これはクレアこうのすの件でございますので、鴻巣市の文化芸術振興基本条例を最初につくるときに、やはりクレアがあるということが鴻巣市の財産であるというところからもありました。この文化芸術振興基本計画をつくるに当たって、クレアこうのすの、今施設管理公社でありますけれども、そちらのほうの意見は十分に、プロフェッショナルな皆さんからの声をいただくというのは大事だと思いますけれども、そのような考えはあるか伺います。

（教育部参事兼生涯学習課長）お答えします。

現在文化芸術振興審議会におきまして、クレアこうのすから代表者1名を選出していただいて、審議会委員の中でご意見をいただくことになっております。文化センターは市の文化芸術振興の中心地でありますので、今後策定されます文化芸術振興基本計画の内容に沿った事業の展開ができるように審議会の中でも協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（潮田）すみません、ページ少し遡ります。351ページ、先ほど中学校教育ICT環境整備事業のところでデジタル教科書の部分、英語と数学という答弁がありました。これをもう少し詳細を伺いたいと思います。どのように活用していくのか伺います。

（学校支援課長）お答えいたします。

国の学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業により、令和５年度、本市において導入された学習者用デジタル教科書ですが、小学校においては全校で５、６年生の英語、複数校で算数、そして中学校においては全校全学年、１年生から３年生までで英語、複数校で数学を活用しております。活用状況ですが、紙ベースの教科書を活用する場面が実際には多い状況を把握しております。しかしながら、算数、数学においては、図形の学習などの問題を解く際、イメージして問題を理解する上で視覚的側面からアプローチするため意図的に活用したり、また英語の授業では音読の質を高める授業において、担当教諭、ＡＬＴによる一斉指導の後、デジタル教科書を使って自分のペースで繰り返し聞く、話す活動、個別最適な学びをしておりました。さらには、自分の音読を録音したものを友達に聞いてもらって相互評価を行うなど、協働的な学びも展開されておりました。

なお、このような学習者用デジタル教科書の活用において効果的と思われる特筆すべき事例については、市内で共有し、それぞれの学校で活用推進が図られるよう、校長会議及び教頭会議で授業風景を画像で紹介しております。また、各校において、デジタル教科書に限らず、ＩＣＴを効果的に活用し、児童生徒の学びの充実を図るべく、様々な工夫が見受けられる状況も把握しております。とにかくＩＣＴを効果的に活用することで学びが深まるように、また児童生徒の主体的な学びが推進されるようにということで、市教育委員会としては指導しているところでございます。

以上です。

（委員長）潮田委員、あと１分程度です。１問でよろしく申し上げます。

（潮田）ＩＣＴ教育、鴻巣市、全国の中でも本当に先進であります。今あちこちから視察に来ていただけるのがＩＣＴ教育のところでございます。

最後に、部長にお伺いいたします。ＩＣＴ教育、今後の方針、さらなる何かありましたら教えていただきたいと思います。

（教育部長）今委員ご指摘のとおり、鴻巣のICT教育というのは非常に注目を浴びている中で、ここでとどまることはできない状況ですので、さらに今力を入れている中央小学校ののすっ子未来教室とかPBL学習等、ほかの学校にももう少し展開できるような、注目を浴びるような、できれば施設づくりをしたいですけれども、まずはソフト面の中でそういう教育を進めていきたいというふうに考えています。市長への手紙にも、鴻巣の教育でICT教育がすごく進んでいるので、鴻巣市を選んで引っ越してきたという方もいらっしゃいましたので、そういう声をもっと広げて、鴻巣を選んでいただけるような、そういう取組をしていきたいというふうに考えております。

（諏訪）では、通告していたのですが、漏れてしまいましたので。まず、2つございます。1点目が163ページの難病患者手当支給事業でございます。毎回お聞きしております。患者数の推移をまず伺います。

（障がい福祉課長）お答えいたします。
令和2年度の受給者数は600人、令和3年度は629人、令和4年度は641人と、疾病数の拡大に伴いまして対象者数も増加しております。令和5年は9月末時点で592人となっております。
以上です。

（諏訪）こちらの難病患者手当でございますけれども、1か月5,000円が1,000円に引下げをした年が難病の数が5倍になるというご説明でした。その当時から受給者数はどのように大きく変わったのかどうか、確認いたします。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時52分）

（開議 午後3時54分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（障がい福祉課長）ちょっと平成27年当時の難病患者の対象者数については持ち合わせておりません。申し訳ありません。

（諏訪）難病患者手当5,000円を1,000円に引き下げたという結果がござ

います。現在もそれほどこの受給者数に大きく変化がないということが分かりました。

すみません、次は349と357の小学校と中学校のふれあいサポート事業でございます。こちらのほうが予算参考資料で吹上小学校、それから鴻巣中学校、鴻巣東小学校、この3校に特別支援学級を増設するという、そういった予算となっております。現在それぞれ3校、特別支援学級がある中での増設ということでよろしいでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。現在鴻巣東小、それから吹上小学校、鴻巣中学校にそれぞれ特別支援学級が設置されている状況でございます。

以上です。

（諏訪）そうしますと、増設ですので、学級数が増えると思ってよろしいですか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えいたします。鴻巣東小につきましては、今回自閉症・情緒障がい特別支援学級が現在1教室ございますところを2教室となります。それから、吹上小学校につきましては、知的障がい特別支援学級を今設置されているところが2つになります。それから、鴻巣中学校につきましても、知的障がい特別支援学級が増設となります。（P.99発言の訂正あり）

以上です。

（諏訪）吹上小学校は教室数が足りなくなるのではないかと不安に思いますけれども、教室数としてはいかがでしょうか。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））お答えします。吹上小学校につきましては、児童数の増加に伴い、教室数の不足がやはり心配されるところでございますが、支援学級を増やすことにつきまして、事前に学校長、それから教育総務課と一緒に打合せをしまして、どの教室を増やすかというのを事前に協議をさせていただいて、お話を進めているところでして、今現在ございます知的障がい特別支援学級を2つに分けて、前後に分けてアコーディオンカーテンで区切るような形で運用していくというふうなことでお話が今進んでいるところでござい

ます。

以上です。

（諏訪）吹上小学校は、これから小谷小学校の児童が一部入ります。また、大芦小学校の統廃合も今後計画がされております。そうしますと、現在既に空き教室がなく、そして新たに特別支援学級を増設する中で、アコーディオンカーテンで仕切らないと教室の確保ができないと、そういうことでよろしいでしょうか。

（教育総務課長）今回の教室増につきましては、学校と教育支援センターと協議をして決めさせていただいた形での設置になります。今後につきましても、小谷小学校、大芦小学校の児童が統合した後につきましても、余裕教室がまだ現段階ではございますので、推移を見ながら今後調整をしていきたいと考えております。

以上です。

（諏訪）教室の不足が統廃合によって出てきます。実際には広田小学校もプレハブの教室が増えます。吹上小学校も多分小谷小学校の児童が入ったときには足りなくなるのではないかと予測されますけれども、それは予測しなくてよいということでしょうか。

（教育総務課長）お答えいたします。

小谷小学校の統合に際しては、教室の不足はございません。

以上です。

（諏訪）今後大芦小学校も統廃合の予定になっておりますけれども、大芦小学校の児童が吹上小学校に通うときにはどうなのか、数字的なものが出ていればお願いいたします。

（教育総務課長）お答えいたします。

実際に統合する年度が今現段階では大芦小が何年度からというのが決まっておりますので、すみません、推移は見込んでおりますが、まだ決まっていないので、ちょっと今のところお答えができません。

以上です。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 4 時 0 1 分）

◇

（開議 午後 4 時 0 2 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（教育総務課長）現段階では、プラス 4 教室までは既存校舎の教室転用により移転、対応が可能というふうに考えております。

以上です。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾）では、議案第 41 号、令和 6 年度鴻巣市一般会計、特別会計予算（P.100「令和 6 年度鴻巣市一般会計予算」に発言訂正）に反対の立場から討論いたします。

吹上地域保育園等新設整備事業及び小・中学校適正規模及び適正配置事業に係る予算が計上されております。これらの事業に反対の立場です。したがって、本議案に反対いたします。

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（諏訪）では、議案第 41 号 令和 6 年度鴻巣市一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

教育行政がこのままでは鴻巣の教育どうなるというのが、教育の現場に関わる方々、教育者の方々からのご意見です。先ほど他の議員の質問の中で、みどりの校庭での予算の配分などでも学校のことは校長先生が一番よく知っているため、変更しているというご答弁をされておりました。そのとおりなのです。学校のことは校長先生、また保護者、地域の方々が一番よく知っております。市民の声をしっかりと生かした教育行政を行うことが今一番求められていると思います。他の議員の質問で、休職者 6 名のうち 5 名が精神疾患であるということもありました。また、不

登校児童生徒は、鴻巣市、200名を超えております。こういった一番人を大事にしなければならない教育現場、ここがおろそかにされていることを指摘し、反対討論といたします。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第41号 令和6年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時06分）

（開議 午後4時06分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（学校支援課教育支援センター所長（副参事級））先ほど特別支援学級の増設につきましてご説明をしていたところ、一部間違った内容で説明をしてしまいました。申し訳ございません。訂正させていただきます。鴻巣東小の新たな特別支援学級の設置、増設の部分についてのご説明になりますが、令和6年度に設置される特別支援学級は自閉症・情緒障がい特別支援学級、こちらが鴻巣東小につきまして今までなかったものを設置いたします。もともと知的障がいの特別支援学級は1つございましたが、それと別に障がい種別が違う自閉症・情緒障がい特別支援学級を1つ設置をするというところで訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

（委員長）訂正についてはご了承願います。

なお、字句、その他の整理については委員長に一任願います。

（西尾）字句の訂正をお願いいたします。

先ほど議案第41号の討論のところで、「令和6年度鴻巣市一般会計、特別会計予算」と発言いたしましたでしたが、正しくは令和6年度鴻巣市一般会計予算」です。おわびします。訂正をお願いいたします。

（委員長）訂正についてはご了承願います。

なお、字句、その他の整理については委員長に一任願います。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時08分）

（開議 午後4時17分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第43号 令和6年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。本議案については、3名からの通告がございます。質疑はありませんか。

（芝寄）では、何点か通告の中で理解できたものは省いていきますので、まず予算書の497ページ、お願いいたします。居宅介護住宅改修費事業で、今現在の本年の実績はどの程度申請があって行われたのかお聞きしておきます。

（介護保険課長）居宅介護住宅改修費事業につきましては、今現在1,812万6,670円で執行率が75.8%となっております。

以上でございます。

（芝寄）もう少しゆっくりお願いします。

（介護保険課長）申し訳ございません。執行額が本日現在で1,812万6,670円でございます。執行率につきましては75.8%となっております。以上でございます。

（芝寄）例年に比べると、この執行率はどんな感じで捉えているのでしょうか。

（介護保険課長）傾向というのと、やっぱりコロナがありまして、在宅のサービスというのを使う方が多いような感じがしますので、今ご質問があったのは居宅介護の住宅改修のほうですが、介護予防のほうも含めて住宅改修につきましてはちょっとやっぱり多いような傾向だというふうに認識しております。

（芝寄）では、499ページのほうで、介護予防福祉用具購入事業、こちらでも今現在の本年の実績をお聞きします。

（介護保険課長）介護予防福祉用具購入事業につきましては、本日現在で335万7,700円で、執行率が本日現在で123.3%と予算を大幅に上回っている状況となっております。（令和6年3月21日午後2時18分開催文教福祉常任委員会会議録P.1「令和6年3月5日現在、執行額は335万7,700円です。こちら当初予算額は272万4,000円で計上いたしましたが、予算不足となったため、流用額63万4,000円、予算現額335万8千円となり、執行率は約99.99パーセントとなります」に発言訂正）

以上でございます。

（芝寄）こちらも、例年どおりのこの時期でいうとどのような感じなのでしょう。多いのは多いので分かりますけれども、昨年、一昨年はどうだったのでしょうか。

（介護保険課長）令和4年度の実績額が235万5,509円なので、もう明らかに給付額が大幅に増額になっているというふうに認識しております。先ほどの住宅改修と同じように、住宅改修、福祉用具は在宅の方が使うサービスなのですが、もしかしたらやはりコロナの影響で体が少し、介護になって、在宅のサービス、住宅改修、福祉用具を使われている傾向があるのかなというふうに分析はしております。

（芝寄）では、503ページ、特例特定入所者介護（介護予防）サービス費支給事業、すみません、ちょっともう一度、もう一度というか、この内容の説明をお願いできますでしょうか。

（介護保険課長）特例特定入所者介護サービス事業、予防サービス事業は非常にちょっとレアなケースといいますか、一応事例としましては、要介護認定の効力が生じる前に緊急、やむを得ない理由で介護サービス

を利用した際に自己負担となった食費、居住費、要するに施設に入所になった場合に償還払いで支出するものですので、通常要介護認定の効力が発生する前になかなかこれを使うことはあまりないのかなというのが現状でございます。

以上でございます。

（芝寄）すみません。予算書の通告には（予防）と入れたのも、似たような事業の名前で、上側が1,000円というふうになっています。この差、ちょっともう一度この辺、1,000円でどのような事業をやるのかなということも含めて、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

（介護保険課長）1,000円というと、こちらはやはり要介護認定の効力が生じる前というのですので、例えば要介護認定受けない状態でもう緊急的にやむを得ない理由で例えば施設に入所してしまったと、そういうことは、例えば食費、居住費がそういう場合発生するのですけれども、要介護認定の効力が生じる前に緊急でやむを得ない理由で施設等に入所した場合に食費、居住費を償還払いで払い戻すという制度なのですけれども、通常要介護認定が発生する前に緊急で施設等に入るというケースはもうほぼ通常はあり得ないので、やはり予算、科目存置という形で1,000円ということで置いているのが現状でございます。

（芝寄）では、505ページお願いいたします。総合相談事業について、様々な相談があるのかなと思うのですけれども、お話しできる範囲で、どのような相談がまずあるのかお聞きしたいです。

（介護保険課長）こちら先ほどの予算の説明のときにも申しましたけれども、この総合相談事業とこの後の権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、3つ合算して地域包括支援センターへの委託料になります。ですから、基本的に地域包括支援センターが受け付ける相談についてのことなのですけれども、地域包括支援センターは高齢者のよろず相談窓口というぐらいですので、非常にいろんな高齢者からの様々な相談支援を行っております。内訳としましては、やはり介護に関わる相談が約7割ぐらいで圧倒的に多くて、続いて医療等に関わる相談が多いというふうに聞いております。

以上でございます。

（芝 寄）ここで相談されたことを、この窓口で相談されたことから、どこに窓口行ってください、ここにやってくださいという、そういった流れというイメージでよろしいのですか、この事業は。

（介護保険課長）介護保険に関する相談ですと、例えばそこで代理申請受け付けたいとか、いろんなことがありますので、そこで交通整理をして、例えば必要な窓口につなげる、もしくは地域包括支援センターも専門職ですので、そこでクリアできるものはクリアするというふうな位置づけの機関となっております。

（芝 寄）では最後に、509ページの家族介護支援事業の中で、ひとり歩き高齢者見守りグッズ初期導入手数料、すみません、これどのようなものなのか、ちょっと具体的に教えていただきたいと思うのですけれども。

（介護保険課長）こちら認知症高齢者見守り事業として、現在は、1人で外出し、戻れなくなる可能性がある方を対象に登録番号入りのキーホルダーやアイロンシールなどでひとり歩き高齢者見守りグッズを配付して登録をしております。ただし、今後こちらQRコードシールを導入することによって、このひとり歩き高齢者見守りグッズをさらに強化しようというふうなことに考えております。

以上でございます。

（芝 寄）すみません、ちょっと聞き逃してしまったのですが、登録番号を入れたキーホルダーと、何とおっしゃいましたでしょうか。

（介護保険課長）現在登録番号入りのキーホルダーとアイロンシールですか、シールを貼るような形のものを今やっております。

（芝 寄）分かりました。以上でいいです。

（西 尾）では、議案第43号 令和6年度鴻巣市介護保険特別会計予算について質問をしてまいります。

まず、493ページの介護認定審査事業についてですが、直近3年の本市における介護認定審査対象数と、介護認定（要支援、要介護度別の）推移はどのようなになっているかお伺いします。

（介護保険課長）まず、直近3年の介護認定審査会の判定件数は、令和

3 年度が3,740件、令和4年度が3,554件、令和5年度は2月末現在で3,679件となっております。

続きまして、要介護認定度なのですけれども、ちょっと令和3年度から1個1個説明させていただきます。要支援1から要介護5まで7段階ありますので、1個1個説明いたしますので、よろしくお願いいたします。まず、令和3年度、要支援1が306名、要支援2が518名、要介護1が716名、要介護2が698名、要介護3が599名、要介護4が552名、要介護5が390名で、合計3,779名となります。

続きまして、令和4年度でございますけれども、要支援1が313名、要支援2が438名、要介護1が692名、要介護2が608名、要介護3が525名、要介護4が568名、要介護5が422名で、合計が3,566名となっております。それで、令和5年度、こちら2月末現在でございますけれども、同じく要支援1が372名、要支援2が543名、要介護1が759名、要介護2が730名、要介護3が535名、要介護4が595名、要介護5が410名で、合計3,944名となっております。

以上でございます。

（西尾）やはりコロナ禍が影響しているのでしょうか。令和5年度、特に今年度は2月末時点で既に令和4年度、令和3年度の認定者数を超過しております。それで、コロナ禍を通じてといいますか、コロナ禍を経て、この介護認定者数の推移がやはりコロナ禍の影響が出ていると思われる点がありましたらお伺いします。

（介護保険課長）今西尾委員ご指摘のように、この数字からもやはり要介護度認定者の方が増えたのかなというのがちょっと率直な感想でございます。例えば、我々もそうですけれども、コロナ期間中はやはり体も動かさないで運動もしていなかったのでしょうか。その反動がコロナ明けのこの時期に、場合によっては来てしまったのかなというふうに、ちょっと非常に寂しい現状かなと思っております。あと、毎日窓口と接しておりますけれども、新規申請がかなり多いというふうに担当からも報告を受けておりますし、介護保険課窓口もかなりごった返しているというか、かなり相談等も含めて市民の方、対象者の方のご家族等の相談等もかな

り多い状況だというふうに、これは皮膚感覚で思っております。

以上でございます。

（西尾）では、次に参ります。493ページ、介護認定訪問調査事業についてです。直近3年の本市における介護認定訪問調査員の人数と1人当たりの訪問調査の担当数をお伺いします。

（介護保険課長）本市では、介護認定調査をする任期付職員を雇用しております。主に新規申請の調査をお願いしております。令和3年度、4年度、5年度ともに、それぞれ同じ6名の調査員がございます。

それで、令和3年度につきましては、1,414件調査がございまして、1人当たり年間およそ236件でございました。令和4年度は、1,679件調査がありまして、1人当たり年間およそ280件でございます。令和5年度では、こちら1月現在の数字でございすけれども、1,467件調査がありまして、10か月で1人当たりおよそ245件の調査を行っております。その他、こちら新規申請以外につきましては、市の調査員が調査するのは主に新規申請ですので、更新申請につきましては、介護支援専門員が在籍する事業所等に業務委託をして調査を行っております。

以上でございます。

（西尾）今新規申請ということで、任期付きの職員の方が6人で担当されているということでしたが、この年間1人当たりの件数が236件や、それから令和4年度は特に多くて280件、また今年度は10か月で245件というのは多いのか、やはり大変なのかどうか、ちょっと確認したいのですけれども、1件当たり大体どれくらいの時間をかけて訪問調査をするのでしょうか。

（介護保険課長）1件当たりの調査の目安というか、当然聞かなくてはいけない項目がございすので、例えば相手の方が認知症の場合はかなり時間がかかるというふうな報告を受けております。例えば1時間半、場合によっては2時間近くかけて丁寧に聞き取ることもございすし、例えばご本人だけではなくて、家族、同席の方がいらっしゃる、いわゆるキーパーソンみたいな方がいれば、すぐその方とコミュニケーションを取って、そういうこともできまして、そういう方につきましては1時

間程度でできると、結構調査員の報告を受けますと、人によってもばらばらだと。でも、やはり認知症が入っている方に入るとかなり大変な調査だということは聞いております。

（西尾）今お伺いしたことを踏まえて、介護認定訪問調査事業、特に任期付職員の方にやっていただいている新規の訪問調査において、今後の課題といたしますか、改善しなければいけない点だなと思うことがあればお伺いします。

（介護保険課長）課題といたしますと、当然ご指摘のように人数、新規申請の数が増えておりますので、やはり今のマンパワーだとなかなか難しいところもあるのかなというのが課題かと思います。ですから、もちろん調査員の増員等も含めて今後視野に入れなくてはいけないのかなとは思っております。

（西尾）では、495ページに参ります。居宅介護サービス給付事業についてです。市内の居宅介護サービス事業者の数と直近3年の数の推移をお伺いします。

（介護保険課長）たしか昨日ご質問があつて、居宅介護サービス支援事業所についてお答えしたと思うのですがけれども、また重複になりますけれども、令和3年度、30件、令和4年度、31件、令和5年度、29件の状況になっております。

以上でございます。

（西尾）昨日と重複しておりました。ありがとうございます。今の答弁を踏まえてなののですがけれども、昨年度から今年度、2件事業者が減っておりますけれども、これは小規模の事業者でしょうか。

（介護保険課長）基本的に居宅介護支援事業所もケアマネさんがいるのですが、お一人しかケアマネがいなかったという事業所が2か所とも休止もしくは廃止等になっております。

以上でございます。

（西尾）その小規模の事業者さんが事業をやめる際に、その理由とか、もしお聞きになっていればお伺いします。また、本市のほうでも大手の介護事業者さんがどんどん参入してきたり、業界編成が進んでいますけ

れども、本市でもそのような動きがあるのかどうか、もし把握していればお伺いします。

（介護保険課長）特に明確な理由を聞いてはいないのですが、この居宅介護支援事業所に限らず、この後ちょっとご説明することになるかもしれませんが、地域密着型事業所につきまして、やっぱり比較的介護職員の高齢化ですか、高齢化に基づいてなかなか仕事がちょっと継続が難しいというふうな現象があるように思います。

それと、あと大手のほうのところの業界再編というのですか、そういうのもやはりどんどん介護サービス、介護職員も少なくなってきておりますので、徐々に徐々にそういった傾向が、ややもするとあるのかなとは思っております。

（西尾）では、次の地域密着型介護サービス給付事業について、同じように伺います。

市内の施設介護サービス事業者の数と直近3年の推移をお伺いします。

（介護保険課長）地域密着型サービス事業所の推移をお答えいたします。地域密着型サービスはいろんな種類がございますので、1個1個またご説明させていただきます。

まず、定期巡回・随時対応型訪問介護（P.112「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に発言訂正）、こちらは令和3年度から5年度まで全て1事業所、同じ事業所になっております。あと、夜間対応型訪問介護も同じく1事業所になっております。地域密着型通所介護、こちらは変更がございます、令和3年度は16事業所、令和4年度は14事業所、令和5年度は12事業所になっております。

続きまして、小規模多機能型居宅介護のサービス事業所につきましては、令和3年度から令和5年度まで2事業所のままでございます。続きまして、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームにつきましては、令和3年度から令和5年度につきまして9事業所のままでございます。

続きまして、地域密着型介護老人福祉施設、いわゆる小規模の特別養護老人ホームですけれども、こちらも令和3年度から令和5年度につきま

しても1事業所のままでございます。

以上でございます。

（西尾）ただいま私、次の質問と中身を逆に言ってしまったのですけれども、では495ページの施設介護サービス給付事業で同じような質問をさせていただきます。市内の施設介護サービス事業者の数と直近3年の推移をお伺いします。

（介護保険課長）施設介護サービスの種類につきましては3種類ございまして、まず1つ目、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームと呼ばれる施設につきましては、令和3年度、4年度、5年度ともに8事業所でございます。介護老人保健施設につきましても、令和3年度、令和4年度、令和5年度につきましては4事業所でございます。あともう一つ、介護医療院というのがこちらの施設、介護サービスに入るのですが、こちらにつきましては現在鴻巣市にはございません。

以上でございます。

（西尾）では、505ページに参ります。一般介護予防事業ということで、先ほどの説明でも事業の名称などはご説明いただいたのですけれども、令和5年度の介護予防の趣旨での主な活動内容と参加者数、主なもので結構です。お伺いします。

（介護保険課長）こちらの一般介護予防事業で一番本市が恐らく力を入れている事業としましては、やっぱりはつらつ健康スタジオがございします。こちらは、介護予防に関する運動指導のできる2事業者に委託しまして、公民館など市内15か所で実施しております。こちら令和4年度につきましては、新型コロナの関係で事前申込み、定員制といたしておりましたけれども、令和5年度前期までは事前申込み、定員制でございました。後期からは、新型コロナ対応以前の事前申込みなしで当日受付のほうに戻しております。自由参加へ変更後、参加者数は増加しておるのですが、ちなみに数字につきましては、令和4年度中、こちらは事前申込みの頃なのですけれども、1年間を通して延べ5,315名でございました。令和5年度前期分、これも事前申込み、定員制なのですけれども、前期分として延べ3,086名でございました。10月から事前申込みではなく

て当日受付にしておるのですが、10月、11月、12月の3か月間で延べ2,088人と、かなりの人数の方がご利用いただいて、介護予防事業につきまして参加いただいております。

以上でございます。

（委員長）西尾委員、あと3分程度です。よろしくお願いいたします。

（西尾）では最後に、今の件で再質問させていただきます。

やはりコロナ禍の影響で家から出られなくなってしまった年配の方、出るのが怖いのですとか、出ないで過ごしているうちにさらに家から外に出るのがおっくうになってしまった、またはやはり足腰が弱って、介護まで、要支援まではいかないけれども、なかなか人と会うのがおっくうになったとか、そういうことで外出がままならなくなってしまった年配の方もいらっしゃるかと思うのですけれども、今後そういった方々を対象に、やはり少しでも外に出ていただいて、こういった介護予防事業などに参加していただくためにどのようなことを工夫したらよいかとか、もし考えていることがあればお伺いします。

（介護保険課長）今西尾委員のご質問は本当に究極な話でありまして、皆さんで知恵を出し合って、やはりそれは高齢者の方、我々行政の人間もそうですけれども、市民の方、地域の方、介護事業に携わる方以外の方全てでも考えなくてはいけない課題なのかなと思っております。ですから、ただし鴻巣市も先ほどのはつらつ健康スタジオも含めまして様々な介護予防事業をやっておりますので、そのPRは今まで以上に周知することはもちろんですので、これだけやはり体を動かさないと、ちょっと体が弱ってしまうということは地道にPR、周知していくしかないのかなと思っております。

以上でございます。

（諏訪）通告は保険料だけなのですけれども、すみません、再質のほうでも少しさせていただければと思います。

まず、介護保険料については、今回10段階から14段階にということで、一覧表もいただきましたし、所得別の人数も表でいただきましたので、分かりました。今回段階が増えることで大きく保険料の歳入が増えるか

と思いましたが、そうでもないなという実感なのではけれども、この保険料の歳入に占める割合を当市としてはどのように判断をしたのかをまず伺いたいと思います。

（介護保険課長）先ほどご説明して、今回の比較で約14.6%、予算額ベースで見れば現年賦課が多くなることになりまして、これを少ないと見るか、多く見るかはいろんな意見があるかと思うのですが、やはり第1号被保険者の方が負担していただく割合が23%と決まっておりますので、その分は適切に負担していただかなくてはいけないのかなとは思っております。

（諏訪）では、歳出のほうで、すみません、3点だけ質問させていただきます。

資料の1の2のところでございますが、介護認定でございますが、認定期間が24か月から36か月に延びているということで、介護認定の審査会の費用が減額となっております。567万5,000円の前年度比減額ということでございますけれども、それと併せて地域支援事業費のほうで、介護予防になっておりますが、いわゆる認定調査を受けないで、要支援の認定を受けないで、チェックリストでこのサービスを使うという方が、チェックリストでお使いになる方々の人数というのはどのくらいであったのかを伺いたいと思います。

（介護保険課長）基本チェックリストの人数につきましては、令和5年4月1日時点、令和5年度の最初のときで411名、総合事業対象者の方はいらっしゃいました。

以上でございます。

（諏訪）そうしますと、基本チェックリストでサービスを実際に411人の方々は使っているということでよろしいでしょうか。

（介護保険課長）基本的に基本チェックリストを受けるという方は、お体に何か、恐らく何か体の状態があれだということで受けておりまして、全部が全部確認はしておりませんが、この方たちは基本的にはサービスを受けていらっしゃるのではないかと推測されます。

（諏訪）あともう一点のほうは、施設介護サービス給付費が、施設介護

のほうが大分前年度より減額となっておりますが、この施設介護が減額となる要因なのですから、どのようにお考えのようでしょうか。

（介護保険課長）こちらは、給付費が減額になる理由としまして、令和6年度に介護療養型医療施設が廃止されるのですけれども、後継となり得る介護医療院の整備が進んでいないことも原因の一つがあるのかなと思っております。

以上でございます。

（諏訪）特別養護老人ホームが原則介護度3以上の入所、施設介護の利用ということになっておりますけれども、現在鴻巣市においては特別養護老人ホームがまた新たに来年度、再来年度でしょうか、開設するということですが、大体特別養護老人ホームに入所希望をされていて、入所がかなわない方も大体いつも100名程度はいらっしゃるというふうに私も押さえてはいるのですけれども、その中でやはり原則介護度3以上でなければ入所ができないということで、例えば介護老人保健施設だとか、それ以外の施設に入っているということもあるかと思うのですけれども、そういった点での要因というのはありますか。

（介護保険課長）もちろん特別養護老人ホーム以外にも、今おっしゃった老人保健施設、グループホーム等に今入居されているけれども、特別養護老人ホームを希望したいという方も当然いらっしゃると思いますので、もちろん在宅の方も含めて、要介護3、比較的重度の方につきましては様々な形態で介護サービスを受けていらっしゃるということは認識しております。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後5時12分）

（開議 午後5時14分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（介護保険課長）申し訳ございません。2点ほど訂正をお願いいたします。

まず、1点、私が提案説明をするときに1目介護認定審査会費の介護認

定審査事業と申すところを「介護認定調査会費」と申してしまいました。正しくは「介護認定審査会費」が正しい文言でございます。失礼いたしました。訂正しておわびいたします。

そうしまして、もう一点、西尾委員から質問いただきました正しい文言ということで、地域密着型サービスについての介護サービス事業所の名前で「定期巡回・随時対応型訪問介護」と申したのですが、正式名称が「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が正しい名称でございます。正しい名称に訂正させていただきます。訂正しておわびいたします。申し訳ございませんでした。

（委員長）訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

通告がありました質疑については一通り終わりました。不明もしくは関連な質疑を受け付けます。質疑はありませんか。

（高橋）そうしましたら、先ほど西尾委員のほうから質問のありましたところに関連してお伺いいたします。

505ページの一般介護予防事業についてお伺いいたします。今回介護保険料が600円上がりましたと、致し方ないということが理解できました。ちょっと昨日も少しだけ触れさせていただいたのですが、では3年後にまた上がってしまうのかなというところで、やはり今のうちにできることは手を打っておきたいとなると、この一般介護予防事業のところが肝腎なのではないかなというふうに思うのですが、予算を見ると、要するに今要支援の方が要介護に上がらないように、あとは元気な方が要支援にならないようにというところで、介護予防というところで、今回予算が少し、10%上がっております、一般介護予防のところ。先ほど説明にあった、のすっこ体操だったりとか、わがまちサロンというのがあったのですが、この辺りというのはそういったところ、3年後に介護保険が上がらないように、鴻巣市として元気な高齢者を増やそうという視点から、介護予防の事業に関して拡充だったりとか新たな策、事業としての策があったりとかというのがあればお伺いしたいのですが。

（介護保険課長）予防というのはどの分野でも難しいと思いますので、なかなかその辺は難しいかと思うのですけれども、やはりはつらつ健康スタジオ、人が集まる集いのサロンの場とかの充実等をますます発展させていただくのが地道なやり方なのかなとは思っております。

（健康福祉部長）年配の方の健康づくり、介護予防については、介護保険課だけではなくて、例えばですけれども、健康福祉部内では健康づくり課で健康づくりの事業もやっております。ラジオ体操ですとか、今度アプリケーションが新しくなりますA L K O Oアプリ、今までの健康マイレージですね、そういうものもございます。また、介護保険課で事務局をしております老人クラブ連合会、老人クラブの活動なども、介護予防と言っては失礼かもしれませんが、元気な高齢者をつくるための各事業が健康福祉部内にはたくさんありますので、そういうのを総合して元気なお年寄り、お年寄りと言うのは失礼ですね、元気な高齢者を生み出していくというか、介護予防にもつながるのではないかなと思っております。

以上です。

（高橋）ありがとうございます。今回介護保険が上がることによって、鴻巣市としてはそういった元気な方を増やすため、上げないためにもそういう事業も力を入れているのだよとかという、そういうアピールもあると、何か言い訳がつくというか、言い訳という言い方も変ですけども、やっぱり元気な鴻巣、元気な高齢者を増やす鴻巣だよというアピールをもっとしていただけたらいいのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

（潮田）質問された、誰の質問だったかというのを不明で申し訳ないのですけれども、まずちょっと確認で、歳出のほうでの介護認定調査費が、これは前年度比で567万5,000円の減、これの原因というか理由を確認したいのですけれども。

（介護保険課長）こちら認定の有効期間の変更が令和4年4月1日以降、24か月から36か月になりますので、来年度、令和6年度なので、24か月だと令和6年度が先延ばしになって令和7年度以降になるというのが大

きな要因になります。

以上でございます。

（潮田）そういたしますと、先ほど新規の申請とか認定の調査とかという質問をされた、西尾委員のほうの質問だったかと思うのですけれども、これで今介護DX、介護の分野におけるDXというのが言われているのですけれども、この申請だとか、認定調査だとか、そういった部分でDXの導入というのをやっている自治体も今ありますけれども、そういったことを検討はされているのでしょうか。

（介護保険課長）潮田委員ご指摘のように、近隣自治体でもそういうDXの流れもどんどん出てきておりますので、認定調査員とこの前面談したときも、例えば認定調査員もそういった方法もあるのではないかという提案もありますので、今後介護保険課としても前向きに検討していかなくてはいけない分野だとは考えております。

（潮田）これをやることで、調査に関わる人員の削減というか、より早く、早いこともすごく大事だし、だけれども、DXでできることはやってしまうほうがいいかなというふうに思っていて、先日というか、2月に佐賀県のほうの介護DXを少し勉強させていただいたのですけれども、やはりピンポイントでやっていく、必要な人のところに必要なというところを見つけていくという意味では、これDXでやると随分と楽になれるというのがあるかと思しますので、それで確認をさせていただきました。

そうすると、今この審査についてはそうですけれども、それ以外に令和6年度の介護保険をやるに、6年から8年まで全部計画ですけれども、その中で本市においてDXに関われるようなことはどんなことかというようなのは討議はされたのでしょうか。

（介護保険課長）DXというか、今の現状でコロナ禍もありましたので、事業者連絡会というのを年何回かやっておるのですが、それ今まではこういう大会議室で集まっていたいて、事業者の方でやってもらったのですが、つい先月もウェビックスシステムを使って事業者連絡会等も行うと、非常に事業者も複数の方が御覧になっていたりとか、結構好評だ

ったのです。ですから、やはり事業者もわざわざ市役所に足運んで話聞かなくてもいいということはあると思いますので、そういったことは介護保険課はウェブックス等を使って事業者連絡会等に行っている実績はございます。それも含めて今後また、様々人員不足等もありますので、そういったことはやはり前向きに検討していかなくてはいけないかなとは考えております。

（委員長） それでは、ほかに質疑はありませんね。

（なし）

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 5 時 2 4 分）

（開議 午後 5 時 2 4 分）

（委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（西尾） では、議案第43号 令和6年度鴻巣市介護保険特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

令和6年度から介護保険料が上がることに反対いたします。今後さらに厳しい運営を強いられる小規模介護事業者への支援も強化し、地域の介護サービスの質を維持する対策は喫緊の課題と考えますが、この点が予算にまだ反映されておられません。したがって、議案第43号に反対いたします。

（委員長） 次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長） ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（諏訪） 議案第43号 令和6年度鴻巣市介護保険特別会計予算に反対をいたします。

介護保険料が大幅に値上げとなります。市民の暮らしを守るための予算とすることを求めて、反対といたします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第43号 令和6年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後5時26分)



(開議 午後5時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、所管事務調査についてお諮りいたします。

在宅医療及び医療と介護の連携に係る調査及び研究について、所管事務調査の調査案件としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認めます。

よって、在宅医療及び医療と介護の連携に係る調査及び研究に関する事項について、所管事務調査の調査案件とすることに決定しました。

次に、ただいま決定されました所管事務調査の特定事件について、十分な調査及び研究を行うため、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、所管事務調査の特定事件について、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これをもって文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

（閉会 午後 5 時 2 9 分）